

令和 7 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 1 号）

令和 7 年 3 月 3 日（月）

開会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和 7 年 3 月 3 日

23 日間

至 令和 7 年 3 月 25 日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 6 号）

第 6 同意第 1 号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について

第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 8 議案第 1 号 京丹波町名誉町民条例の制定について

第 9 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 10 議案第 3 号 京丹波町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 4 号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議案第 5 号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議案第 6 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 14 議案第 7 号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 15 議案第 8 号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

- 第 1 6 議案第 9 号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 0 号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 1 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 2 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 3 号 京丹波町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 4 号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 1 5 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 1 6 号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 1 7 号 第 3 期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 第 2 5 議案第 1 8 号 権利の放棄について
- 第 2 6 議案第 1 9 号 令和 7 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 7 議案第 2 0 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 1 号 令和 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 2 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 3 号 令和 7 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 4 号 令和 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 5 号 令和 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 6 号 令和 7 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度京丹波町高原財産区特別会計予算

- 第 3 5 議案第 2 8 号 令和 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
第 3 6 議案第 2 9 号 令和 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
第 3 7 議案第 3 0 号 令和 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
第 3 8 議案第 3 1 号 令和 7 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
第 3 9 議案第 3 2 号 令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計予算
第 4 0 議案第 3 3 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計予算
第 4 1 議案第 3 4 号 令和 7 年度京丹波町下水道事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1 番 山 崎 裕 二 君
2 番 山 崎 眞 宏 君
3 番 畠 中 清 司 君
4 番 伊 藤 康 二 君
5 番 居 谷 知 範 君
6 番 西 山 芳 明 君
7 番 隅 山 卓 夫 君
8 番 谷 口 勝 己 君
9 番 山 田 均 君
10 番 東 まさ子 君
11 番 松 村 英 樹 君
12 番 森 田 幸 子 君
13 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（25名）

- 町 長 畠 中 源 一 君
副 町 長 山 森 英 二 君

総務部長	松山征義君
健康福祉部長	木南哲也君
産業建設部長	栗林英治君
企画情報課長	堀友輔君
総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
デジタル政策課長	田畑昭彦君
税務課長	小山潤君
住民課長	大西義弘君
福祉支援課長	原澤洋君
健康推進課長	西野菜保子君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	中野竜二君
農林振興課長	山内敏史君
商工観光課長	片山健君
上下水道課長	村田弘之君
会計管理者	谷口玲子君
瑞穂支所長	豊嶋浩史君
和知支所長	山内善史君
教育長	松本和久君
教育次長	岡本明美君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	西山直人君

6 欠席執行部（1名）

土木建築課長	井上晴之君
--------	-------

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	樹山敬子
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、早朝から傍聴大変ご苦労さまです。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・松村英樹君、12番議員・森田幸子を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

井上土木建築課長から体調不良のため、本会議を欠席したい旨届出があり、受理しましたので報告します。

本定例会に町長から提出されております案件は、承認第1号ほか36件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

議案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

1月27日、議会運営委員会が開催されました。

1月17日、教育福祉常任委員会において、「重点支援地方交付金を活用した学校給食費の支援を求める要望書」について協議され、21日、町長及び教育長に要望書を提出いたしました。

1月24日、全員協議会が開催され、議会基本条例について協議されました。

2月20日、議会運営委員会が開催され、議会基本条例などについて協議されました。

2月25日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議、決定内容の報告等が行われました。

1月14日、16日、20日、21日、28日、31日、2月3日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われ、議会だより第87号の発行をいただきました。

2月21日に開催されました京都府町村議会議長会第75回定期総会において、不肖ながら私、本町議会議長を5年務めさせていただき、京都府町村議会議長会表彰を受けました。

また、議員在職15年として全国町村議会議長会表彰を受けました。

申し上げるまでもなく、議員の皆様のご支援、ご協力、また、畠中町長をはじめ、職員の皆様、関係各位、多くの皆様方にお支えいただきまして、この重責を果たせておりますこと、厚く御礼を申し上げ、報告とさせていただきます。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（梅原好範君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和7年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

まず、本町の財政状況につきましては、実質公債費比率が令和5年度決算数値で15.8%となっており、前年度と比較すると改善しておりますが、令和7年度は、新庁舎整備等の元金償還の開始等により公債費がピークとなり、その後、約20年間は高い水準で償還が続き、大変厳しい財政状況が見込まれることから、計画的な繰上償還と地方債の発行抑制により、この状況を回復させようと懸命に取り組んでおります。

今後も、町税、地方交付税をはじめとした歳入状況は引き続き厳しいものになることが想定され、歳出面においても人件費の増加や物価高騰等への対応に加え、少子高齢化対策、公共施設等の老朽化対策などが求められており、さらなる財政負担が生じることが予想されるため、安定した行財政基盤の確立を目指し、一層の健全化に向けた取組を進めてまいります。

今後とも、議員各位におかれましては、何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一方、国が示す地方財政対策につきましては、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額については、前年度に比べ1兆535億円の増加が見込まれているところであります。

今後も、社会経済情勢の推移、税制改正の内容、物価高への対応など、緊急経費の取扱いを含めた国の予算編成の動向等、十分注視していく必要があると考えております。

こうした国や地方の情勢を背景としつつ、私は町民の皆様がいつも朗らかで、明るくぬくもりのある、そんなまちづくりを目指して、「みんなで元気、希望、笑顔のあふれる京丹波町に」を基本理念とした3つの柱を掲げて取り組んでまいりました。

スタートアップとして取り組んだ令和4年度、より具体化して「見える化」した令和5年度、そして令和6年度におきましては、その事業が「芽吹く」年として取組を推進してきたところです。

いよいよ令和7年度は、様々な事業が結実するべく、そして、この4年間を黎明期と位置づけるなら、今後の京丹波町の隆盛期に向かって、より健全な町政運営に邁進してまいりたいと考えておりますので、その決意とともに、主な施策につきまして述べさせていただきます。

す。

初めに、一つ目の柱、「健やかで幸せな食の町」についてであります。

令和４年度に策定したウェルネスタウン構想「人生１００年。健幸のまちづくり～生涯を通じて「こころ」と「からだ」を健幸に～」を基本方針として、生きがいと誇りを持ち、生涯を通じて健やかで幸せに暮らすことができる「健幸」のまちづくりを推進していくこととしており、私たちが長い人生を健幸に過ごすためには、乳幼児期から高齢期までの各世代において、健康で幸せに暮らせる環境づくりが重要となっております。

「健幸」のまちづくりにおいて、京丹波町病院並びに各診療所は、町民の健康を守る「かかりつけ病院」として、予防から治療までその一翼を担っております。

しかし、現状は、恒常的な医師不足をはじめ、人口減少や少子高齢化における医療提供体制、経営基盤の維持など、難しい課題に対応していかなければなりません。自治体病院の使命は、「地域に必要な医療を公平・公正に提供し、町民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献すること」であり、地域密着型の病院づくりを目指し、京都府や京都府立医科大学附属病院など関係機関との連携を密にしながら円滑に進むよう努めてまいります。

その上で、病気治療・予防医療・在宅医療など、これまでの取組のさらなる強化を図り、専門的な治療が必要なときは基幹病院である京都中部総合医療センター等との連携を一層推進し、「地域完結型医療」の提供に努め、町民の皆様の身近にある「私たちの町の私たちの病院」となるよう、努力を続けてまいります。

次に、健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

健康づくり対策におきましては、誰もが心身ともに健やかで、生き生きと住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができ、健康寿命の延伸を図ることを目指した健康づくりを推進してまいります。

成人保健事業につきましては、今年度もがん検診と基本健診が同時に受けられる総合健診費用を無料とし、疾病の早期発見、継続した保健指導を行うなど健康増進に努めてまいります。

また、町内企業との健康づくり事業では、働き世代の健康意識の向上を目的に、引き続き企業訪問などを行い、さらなる事業拡大を図ってまいります。そのほか健康診査事業におきましては、がん治療により外見の変化を受けた方に、医療用ウィッグや乳房補正具等の購入費用の一部を助成する「がん患者アピアランスケア支援助成」に取り組んでまいります。

予防事業におきまして、新たに高齢者の定期接種に带状疱疹ワクチン定期接種が追加となったことから、対象者となる方へ個別案内をするなど、円滑な事業実施を行ってまいります。

また、対象は20歳未満の方になりますが、骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成を行い、経済的負担軽減を行ってまいります。

京丹波町の最大の強みであり魅力の「食」を中心に置いた取組を進める「フードバレー構想」につきましては、令和5年度に設置したフードバレー協議会において、事業者間の連携が進み始めました。

令和7年度においても引き続き補助事業等により後押しをすることで、さらに連携を生み出し、新商品等の開発を進めていきたいと考えております。

また、令和6年度に準備を進めてきた農業研修施設「フードバレー農場」につきましても、令和7年度から稼働できる準備が整いました。IターンやUターンの受皿としての期待も大きいことから、安定した運営に向けた調整や規模拡大等も行いながら、着実な経営を行ってまいります。

今後も、町民の皆様と一体となり、「食の町・京丹波」を全力で推進してまいります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策をはじめ、担い手の確保や育成、特産物の生産振興、農業・農村整備、循環型農林業の推進などに取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業等を活用した被害防止策への支援やドローンを活用した有害鳥獣対策の省力化、効率化を図ることにより、捕獲隊員の負担軽減、農作物被害の減少などが図れる取組を進めてまいります。

また、引き続き狩猟免許の取得支援を行い、狩猟者の確保と育成を図るほか、近隣市との情報共有を行い、より効果的な被害防止対策を実施してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる認定事業者や新規就農者をはじめ、集落営農組織などが行う機械の導入や施設整備を支援するとともに、特に、限られた労働力で効率的に経営を維持・拡大するための「スマート農業」を促進します。また、近年の高温などの異常気象が収量や品質に大きな影響を与えており、関係機関と連携し、対策の強化の取組や情報発信、情報交換などの場が持てるよう相談会等も実施いたします。

高齢化や人口減少が進展し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、地域の皆様にご協力をいただきました地域計画を推進し、集落営農組織や認定農業者、地域の核となる農業経営体、新規就農者の育成を図ります。また、農業委員会と連携し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

また、化学肥料原料の国際価格や穀物価格の上昇等による肥料や配合飼料価格への対策として、地方創生臨時交付金を活用した耕種農家及び畜産農家緊急支援交付金の支給を行います。今後も引き続き、国や京都府と連携し対応してまいります。

生産振興対策では、消費者のニーズを踏まえた「売れる米づくり」を進めるとともに、主要な特産物である「黒大豆」、「小豆」をはじめ、「ソバ」や「京野菜」の振興を図るほか、加工米である「京の輝き」や耕畜連携により「W C S 用稲」の生産拡大を推進してまいります。

特に、本町の名産である「丹波くり」に対する実需者や消費者からの要望がある中、くり樹の老朽化や生産者の高齢化、さらには、鳥獣被害で生産意欲は衰退しています。そうしたことから、生産振興対策を拡充し、近年効果が高いと確認されております防蛾灯設置への支援を行い、生産者の確保・育成及び販売力の強化に向けた取組を引き続き積極的に実施してまいります。

さらに、「京丹波栗」として認知されるよう、ブランド戦略を推進・強化し、付加価値を上げる取組を進めるとともに、優れた栽培技術を次世代に継承するため、技術指導ができる技術者の育成や京丹波プレミアム栗づくりの推進を行い、生産の拡大を図ってまいります。

次に、商工業の振興につきましては、燃油・物価高騰等の影響により、事業者は依然として厳しい状況下にあります。

そのような中、国や京都府の支援制度を活用し、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や支援を行うほか、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行い、企業誘致や起業者の育成、地元企業の活性化を図ってまいります。また、「京丹波町産業ネットワーク」を中心として、本町に関係する既存の企業との連携拡充を図り、協定締結なども視野に入れた充実強化を図ります。

さらに、町内でのスモールビジネスの創業を後押しする支援として、産官金連携による創業支援をはじめ、「創業セミナー」の開催や「地域ビジネス創出補助金」の活用等により、創業機運の醸成を図ることとし、また、雇用創出及び須知高校生と町内起業家が交流や体験を行う「高校生キャリアアップ講座」や「インターンシップ」を開催するなど、地域への人材定着につながる取組を推進してまいります。

また、町内商業集積施設である「丹波マークス」内に、公共施設の一部を移転することについて調査・研究を進めることとしており、例えば、図書館機能や子育て支援機能などを集積することで、町民の皆様の利便性を向上し、にぎわいを創出する取組になるよう検討を進めてまいります。

あわせて、人口減少が進み、活力の低下が懸念されることから、それに歯止めをかける対策は急務であり、その一つの対策として移住希望者や移住者を寄り添いの支援し、地域とのネットワークづくり等を総合的に行う「移住定住相談窓口」を令和5年5月に開設しまし

た。令和6年度には地域おこし協力隊を採用し、窓口体制を強化しています。令和7年度は、さらに移住定住推進の取組の充実を図ってまいります。また、令和5年度に策定した「移住者受入・活躍応援計画」に基づき、国や京都府の制度を活用しながら、本町の魅力を生かしたまちづくりを進め、企業誘致と連携した移住・定住対策に取り組んでまいります。

また、地域商社事業においては、通販サイトや農産物の流通事業の拡充、新商品の開発など、さらなる地域資源のブランド化と販路拡大を目指して取り組み、「フードバレー京丹波推進協議会」と連携して、農林商工業の活性化を図るとともに、地域人材の育成並びに雇用創出につなげてまいります。

さらに、ふるさと納税につきましても、地域商社事業の取組により返礼品のリニューアルや、取扱事業者や品目を増やし、適時適切な広告宣伝を実施したことから、多くの寄附をいただき、本町の貴重な財源となっております。

また、企業版ふるさと納税制度につきましても、財源の確保はもちろんのこと、企業との絆づくりとしても大変大きな役割があることから、引き続きプロモーション活動を積極的に展開することにより、新たなつながりを生んでいきたいと考えております。

地域経済への貢献や関係人口の創出に取り組む「持続可能で豊かな地域創造事業」につきましても、企業様からの支援やつながりを生み出しながら、安定した運営が図れるよう、町内外に向けてプロモーションを行い、訴求してまいりたいと考えております。

観光振興でも、エネルギー価格や物価高騰により、依然として旅行業、宿泊業をはじめ、地域の交通や飲食業、物品販売業など多くの産業に影響が生じています。そうした中、昨今の観光動向として、地方のアウトドアや癒やしの提供などへの需要が高まっております。本町の豊富な森林資源や里山資源を生かした、京丹波で「遊ぶ・学ぶ・癒やす」リトリートツーリズム、また、教育プログラム実証事業を活用した体験型観光や、様々なきっかけで様々な人材が京丹波町へ来訪したことを契機として関係人口となっていく「想いでつながるコミュニティ事業」、観光資源を周遊できる魅力的なルート造成や町内飲食店情報サイト「京・タン・イーツ」の運用などの様々な取組を進めてまいります。

また、「食の町・京丹波」を代表するイベントである「京丹波マルシェ」は、町民の皆様や京丹波町観光協会など関係機関と連携を図り、令和7年度は2日間にわたり開催する方向で検討しており、誘致に成功した「全国モンブラン大会」も同日開催する予定としております。

ロケ誘致事業では、令和6年のNHK大河ドラマの大規模撮影をはじめ、京丹波ロケスタジオや、町内の自然環境と観光名所を生かしたロケが、本年1月末実績で映画、ドラマ、C

Mなどを含め118本を超えるなど、映像を通じて町の魅力をPRできたものと考えております。今後さらに、「映画のまち、映像文化のまち」として積極的な誘致活動を行い、映像を発信することで本町の活性化とシビックプライドの醸成につなげてまいります。

地方が見直されている今、さらに町内に観光客を呼び込むことができる取組を推進し、関係人口、交流人口の増加を図り、移住・定住につながるよう、「京丹波町観光協会」や「森の京都DMO」など関係団体との連携を強化してまいります。

また、道の駅「瑞穂の里・さらびき」につきましては、地域振興やスポーツ振興などを目的とする複合施設である、グリーンランドみずほにおいて中核的な集客施設となっていますが、供用開始から約25年が経過していることから、大規模リニューアルすることとして、昨年には再整備に向けた基本設計及び実施設計を行ったところです。

令和7年度は改修工事を予定しており、交通の要衝である我が町のランドマークとして一新することで、地域の皆様と都市部からのお客様との交流拠点として、より一層農家や事業所の販売力強化など事業効果を上げてまいりたいと考えております。

二つ目の柱は、「教育と子育ての町」であります。

本町の子どもたちが健やかに成長できるよう、「まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくり」を基本理念に、教育への積極的な投資を行い、「京丹波町の良さを生かした、京丹波町ならではの教育の推進」に取り組んでまいります。

学校教育におきましては、引き続き「学びを育む京丹波町メソッド」による豊かな学びの創造と確かな学力の育成を図り、多様な子どもたち一人ひとりを大切にし、誰一人取り残すことのない学びの環境づくりを推進してまいります。

さらに、地域の課題をテーマとした探求的な学びを推進し、課題解決のための学力と、自らの良さに気づく非認知能力の育成を目指します。

また、全小・中学校に設置されている学校運営協議会と協働し、本町の宝である子どもたちが安心して活動できる、地域とともに歩む学校づくりを推進するとともに、少子化に対応し、保護者と地域の思いを踏まえた学校の在り方の検討を進めてまいります。

また、放課後児童健全育成事業では、昨年度、放課後児童クラブのニーズの高まりにより、一時期、入部の待機が発生いたしました。保護者の皆さんのニーズに応える上で課題となっています支援員の安定的な確保、また、従来からの要望事項である預かり時間の延長や長期休暇中の昼食提供などに応えられるよう、令和7年度から、運営実績のある民間事業者のノウハウを活用し、放課後児童クラブの充実に努めてまいります。

さらに、老朽化等が課題となっている瑞穂地区の「のびのび児童クラブ2組」においては、

新たに、瑞穂小学校隣接地に整備を行い、利用環境の充実を図ってまいります。

近年の気候変動の影響による危険な暑さを災害と捉え、中学校に続き、小学校体育館においても、大風量スポットクーラーを導入し、学びを支える安心安全な教育環境の整備に努めてまいります。

また、災害時には多くの避難者の大規模避難所として、学校施設が役割を果たしている事例を踏まえ、蒲生野中学校体育館に、冷暖房設備としてガスヒートポンプエアコンを整備いたします。

学校給食では、四季折々の自然豊かな地域で育まれた丹波くりなどの特産物やオーガニック野菜、特に、町内産の特別栽培米の活用など、「食の町・京丹波ならではの特色ある学校給食」を通じて、安心安全な給食を提供し、子どもたちに地域の食文化への深い理解とふるさとの愛着と誇りを育んでまいります。

さらに、小・中学生の保護者に向けては、地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費を通じて教育費の負担軽減を図ってまいります。

一方、京都府立須知高等学校の活性化につきましては、令和5年度に開催した「京丹波町における須知高校のあり方懇話会」の意見を基本に、必要な支援等を継続していくことと併せ、さらなる魅力化に取り組むことを目指し、京丹波町や須知高校、PTA、同窓会等と勉強会を立ち上げました。須知高校の特徴を磨き、輝かせることで、進学先として選ばれるように全力で取り組み、今後も進められる府立高校の改革にしっかりと対応してまいります。

子どもたちの安心で快適な生活環境づくりとして、安心して医療が受けられるよう、出生から18歳までの医療費負担を無償とする医療費助成をはじめ、心身障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成、妊産婦健診事業、不妊治療助成金事業を継続してまいります。

こども家庭センターでは、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない一体的な相談支援体制により、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、多様な関係機関と連携を図りながら個々の家庭に応じた支援を行ってまいります。

母子保健事業における「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」では、妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦等の身体的ケア及び経済的支援を実施し、妊娠・出産・育児に関し、支援の充実を図ってまいります。

次に、社会教育におきましては、町民の皆様が、朗らかで笑顔の絶えることのない人のふれあいを肌で感じることを目指して、一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや、自然、伝統文化など様々な力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動を支援します。特に、「どこでも図書館」事業では、移動図書

館車を含めたきめ細やかな図書サービスの提供と、読書環境のさらなる充実を図るとともに、図書館中央館の商業施設への移転について検討を進めてまいります。「京丹波町民大学」においては、町民の皆様の町に対する誇りの醸成を、さらに深化させる取組を推進してまいります。

また、文化財に関しては、新たなテーマによる地域学芸員養成講座の実施や、選定を進めております「八大山城」を中心とした現地ツアーや学校教材としての活用など、地域の人材や文化財、伝統芸能は、大切な「地域の宝」であることの再認識を促し、保存と継承に加え、これらの利活用に資する取組を進めるとともに、河岸段丘の文化的景観登録や国指定重要文化財「方丈記」の世界記憶遺産登録に向けた調査・研究を進めてまいります。

子育て支援では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して仕事と子育てが両立できる環境整備や、全ての子どもたちの健やかな成長の実現に向けて、切れ目のない支援に取り組んでまいります。

また、「第1期こども計画」の策定に向けて、今年度実施しましたニーズ調査の結果を基に、子どもの成長に対する支援施策に加え、教育、雇用、医療施策など幅広い施策の展開や一層の充実が図れるよう、行政機関のみでなく、地域の「こどもに関する支援を行う民間団体等」とも連携を図りながら計画策定に取り組んでまいります。

町立認定こども園においては、さらなる教育・保育環境の充実を図ってまいります。特に乳幼児期の教育保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っているものであることを踏まえ、子どもの発達に応じた関わりをこども園と各家庭が協力し合い取り組んでまいります。

あわせて、認定こども園における保護者の利便性向上や保育業務の負担軽減を図るため、保育ICTシステムを導入するとともに、保育人材確保策として、認定こども園におけるインターンシップを実施し、より一層、保育の質の確保・向上に向けて取り組んでまいります。

また、ゼロ歳から2歳児までの保育料第3子以降無償化、子育て世帯への住宅リフォーム支援事業など、子育て世代の負担軽減や広域的な病児保育事業の利用推進に向け、取組を進めてまいります。

未就園児など在宅で子育てをされる親子への支援については、旧上豊田保育所を活用した拠点型の子育て支援センターを核として、センター開放事業や一時保育事業実施し、交流の場づくりを進めてまいります。

三つ目の柱は、「人のふれあいを感じる町」であります。

行政情報システム運用管理事業では、国が進める「自治体デジタル・トランスフォーマー

ション推進計画」に基づくデジタル社会実現に向け、国が示す自治体情報システムの標準化に向けて、ガバメントクラウドへシステム移行を行います。

また、新たにデジタルデバイド対策事業を設け、デジタルデバイド対策としてスマホサポーター養成講座を開設します。身近な人にスマホの基本的な使い方を教えることができる人材の確保を図り、地域内共助でデジタルスキルアップできる仕組みの構築を目指します。

令和6年におきましては、大規模災害の発生には至っておりませんが、局地的でごく短時間に大雨をもたらす集中豪雨や、大雪によるインフラへの影響など、全国的にもこれまでの予測では十分な災害対応が困難な事象も発生しているところです。

このような自然災害にあっては、被害をゼロにする取組や未然防止などの防災対策や、被災地において公助だけで対応していくことには難しい現実もあると感じており、災害が起きるという前提の下、その被害を最小限に抑えていく減災への取組を必要であると考えてきたところであり、災害協定など民間事業者を含め、多くの関係者による支援体制を整えてきたところです。

今後は、災害発生に対して速やかに、そして広大な面積を有する本町独特の局地的な災害に対応するため、自主防災組織の強化と支援を拡充するなど、区長会、消防団、民生委員の皆様とより一層連携して、地域防災力の充実に向けた情報発信と支援に努めてまいります。

また、町民の皆様の安全・安心に関する取組として、京都府南丹警察署と連携を図る中で、犯罪抑止効果を高めていくため、防犯カメラの設置推進も図ることとしております。

さらに、消費生活につきましては、被害の未然防止に向けた相談窓口を引き続き設置するとともに、地域住民や警察など関係機関と連携しながら自主放送番組や広報紙を活用した啓発活動に継続的に取り組み、消費者の一層の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

ウェルネスタウン構想の「こころとからだの健幸」推進には、「人権尊重」が基本となります。互いに人権を尊重し、人に優しい町、人と人々が認め合い、誰もが孤立することなく、みんながお互いに一生懸命応援し、励まし合うことのできる朗らかで元気あふれる町を目指し、合併20周年を一つの契機として、人権条例（仮称）の制定に向けて取り組みますとともに、引き続き、教育委員会等関係機関とも連携を図り、人権教育・啓発事業を積極的に展開してまいります。

本町の交流事業につきましては、福島県双葉町、北海道下川町と友好町の交流をしており、双葉町については、昨年8月に町内の中高生16名が本町に訪れた双葉町の中学生9名をお迎えし、「心の交流」を行うことができました。

令和7年度は、本町の中高生が双葉町を訪問し、双葉町の震災からの復興の現状を知ると

ともに、双葉町との文化的な交流を進めるなど、今後とも交流を続け、絆を深めてまいります。

また、下川町とは相互のイベント交流の継続をはじめ、子ども交流につきましては、オンライン等を活用した新たな形での交流の調整を行ってまいります。

国際交流につきましては、コロナ禍で中断されておりましたオーストラリア・ホークスベリー市との交換留学が令和6年度から再開し、大変喜んでいるところです。昨今、外国人の方が増えており、現在では約260人が本町で生活されております。このような中、災害時等に「言葉の壁」により災害弱者になり得る外国人が、安全安心に避難できるよう、取るべき行動や事前の備えなどを伝える防災研修会や住民との交流を図る取組など京丹波町国際交流協会との連携を密にして、一人として孤立させることのない、ふれあいの町をつくり上げるため、今後も、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、高齢化とともに少子化に伴う人口減少が進行する中であって、高齢者や障害のある方が安心して暮らせる環境づくりは、最も重要な政策課題であります。家族の生活や社会が変化する中、個人が抱える課題の複合化、複雑化が進んでいます。

本町においては、地域福祉計画をはじめ、各種関連計画に基づき制度や分野ごとの関係を超えて、人と人、また人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

さらに、令和5年度に設置した京丹波町成年後見支援センターを中心に、認知症などにより、判断能力は十分でなくなっても尊厳ある生活を継続できるよう、成年後見制度利用促進と権利擁護支援の取組を推進してまいります。

また、地域共生社会の実現において、制度を担う福祉人材の確保による確固とした基盤の確立も重要です。深刻な福祉人材不足に対応するため、福祉人材確保対策事業や介護福祉士育成就学資金貸付事業等を通じ、引き続き、町内の介護、福祉事業所の人材確保を支援してまいります。

高齢者福祉分野では、「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」に基づき、引き続き介護保険事業等の健全かつ円滑な運営を図るとともに、高齢者の社会参加の取組や介護予防事業等を積極的に推進し、高齢者が住み慣れた地域で心身ともに健康で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムのさらなる充実に取り組んでまいります。

また、障害者福祉分野におきましては、「第4期障害者基本計画」及び実施計画である「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、障害に対する理解の促進や障害福祉サービスの充実等に努め、障害の有無にかかわらず、安心して自分らしく生き生きと暮

らせる町を目指してまいります。

交通対策では、長きにわたり沿線住民の生活を支えた「園福線」について、令和6年4月から西日本ＪＲバスから有限会社中京交通と京都交通株式会社の２社により運行を継続しているところです。現在、園福線の利用者につきましては、当初計画を上回る利用があり、地域の旅客運送サービスとして、順調に運行いただいているところであります。

引き続き、国、京都府、沿線市町で支援を行いながら、公共交通の利用促進を図ってまいります。

一方、京丹波町では高齢化により運転免許証の自主返納が進むなど、住民が必要とする「公共交通」も変化してまいりました。

このことから、令和5年度に京丹波町の地域公共交通のマスタープランとなる「京丹波町地域公共交通計画」を策定し、令和6年度には和知地区において、民間事業者による「予約型乗合タクシー」の実証運行を行いました。

令和7年度からは本格運行を開始するに当たり、町営バスの運行体制も見直してまいります。あわせて、他地区の予約型乗合タクシーの展開も図り、交通弱者の日常生活における移動手段確保につなげ、持続可能な地域社会の構築を目指します。

次に、農業・農村整備につきましては、地震・豪雨等の自然災害に備えるため、基幹的な農業水利施設の老朽化対策を講ずるなど、農村地域の防災・減災に向けた整備を行うとともに、一定規模のため池点検を実施します。

森林・林業を取り巻く状況は、ウッドショックの影響により一時的に木材価格は高騰したものの素材価格は低迷状態であり、依然として厳しい状況となっております。林業経営の向上や林業事業体の育成を図るとともに、森林の持つ多面的機能を良好にする地域活動等への支援のほか、町内の人工林の３分の２が利用期を迎える中、森林施業の集約化や路網整備を通じた施業の低コスト化を図るため、仏主区から細谷区を結ぶ「月ヒラ長老線」の林道開設に取り組むなど、引き続き計画的な森林整備を進めてまいります。

また、公有林整備事業により伐採、植林、保育に係る雇用を創出するとともに、民有林における作業コストの低減につながるよう、伐採技術の向上と低コスト技術の習得や低密度植栽及び早生樹の試験栽培や、ドローンなどＩＣＴを活用した低コスト再造林を実施いたします。

「森林経営管理制度」では、森林所有者に対して、適切な経営や管理を行わなければならない責務があることを明確化した上で、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るこ

ととされております。

引き続き、森林所有者に対して、経営管理に関する意向調査や境界明確化の事業を実施してまいります。

また、「第二次京丹波町総合計画」の将来像であります「自給自足的循環社会」の構築を目指し、バイオマス産業都市構想の具現化に向けた取組を進めるため、町内に存在する豊富な森林資源や良質堆肥などをフル活用し、地域資源と経済が循環する仕組みを構築することで、林業・農業・畜産業の活性化や雇用の創出を図ってまいります。

政府において2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの方針が打ち出されております。本町における森林のCO₂吸収量をカーボンクレジットとして活用するため、令和5年度からカーボンクレジット創出調査研究事業を実施し、国でのプロジェクト計画の認証を受けるべく事業を進め、令和7年度にはクレジットの販売を実施してまいります。

「京都府立林業大学校」との連携では、実習林の提供などの支援を行うほか、様々な面で連携を強め、森林林業の発展と町の活性化を図ってまいります。今春には、12期生10人が卒業される見込みであり、京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定しているとお聞きしております。

卒業生の皆様のご活躍を心から期待するものであります。

次に、環境対策であります。

地域ぐるみで取り組んでいただいている環境美化活動や資源ごみ集団回収への支援のほか、生ごみ堆肥化処理機器等購入助成金制度などにより、ごみの減量化や再資源の推進による快適で安心安全な環境づくりに努めるとともに、あわせて2050年脱炭素社会を目指した地球温暖化対策として推進してまいります。

さらに、町内の河川水からPFASが検出された問題につきましては、定期的な水質検査により、状況を確認してまいります。

また、農産物等の風評被害も発生しており、関係機関と連携の下、風評被害の防止に努めてまいります。

水道事業につきましては、水道ビジョンにおいて基本方針としております「持続・安全・強靱」な水道事業を目指し、災害に強い水道施設とすべく耐震化や老朽化対策を図るとともに、安定した水質管理を行い、公営企業として持続可能な事業経営とすため、効率的な経営体制の確立に取り組んでまいります。

また、水道事業と同様に、住民生活に密着したサービスを提供する下水道事業においては、

将来にわたり災害に強く安心して利用できるよう、点検や更新などの維持管理に力を入れるとともに、令和6年度からの地方公営企業法の適用により、経営の健全化及び経営基盤の強化をより一層図ってまいります。

次に、道路等の整備につきましては、地域経済活動や住民生活を支えるだけでなく、地域連携や交流圏の拡大など、地方創生を実現するために欠かすことのできない社会基盤であります。

このため、より安全で快適に移動できる道路交通ネットワークが形成できるよう、国・府道と連携を図りながら住民生活に最も身近な町道の整備と適正な維持管理に努めます。特に、本庁舎周辺の道路整備につきましては、通行の安全性と利便性を確保するため、早期全線完成に向けて取り組んでまいります。

国道につきましては、日常生活における移動・物流・災害等の緊急輸送等あらゆる面で重要な役割を果たす幹線道路であります。

昨年10月、京丹波町と南丹市で「国道9号観音バイパス整備促進期成同盟会」を設立しました。私たちの悲願であります観音峠のバイパス化の実現に向けて、本年度から国会議員、国土交通省、京都府などの関係各方面へ要望活動を進めてまいります。

このほか事業中の国道9号の井尻・坂井地区付加車線整備及び水戸地区歩道拡幅整備、国道27号の中山・下山地区及び蒲生野地区歩道拡幅整備の早期完成に向けて協力し、事業推進を図ってまいります。

府道につきましては、隣接する市や国道に連絡する道路であり、国道と同様に多方面にわたって重要な役割を持っています。

その中で、未改良区間につきましては、地元の促進同盟会、協議会の皆様とともに継続して要望活動を行ってまいります。また、橋梁につきましては、定期点検の結果を踏まえた長寿命化計画に基づき、修繕等により老朽化対策に努めてまいります。

河川につきましては、国、府県、市町等が協働し、上流域から下流域まで、流域全体を捉える「流域治水」を推進するとともに、高屋川、須知川をはじめ災害が多発する河川について、早期事業化に向けて関係機関との連携、調整を図ってまいります。

町管理河川につきましては、災害の発生予防・拡大防止を目的として、必要な修繕を行ってまいります。

畑川ダム周辺整備につきましては、地域住民の交流と地域振興の拠点づくりとして、ダム湖畔と修景、特に「食の町・京丹波」を代表する「京丹波くり」を生かした農業交流空間を整備します。そのため、本年度は基本計画等の策定に取り組めます。

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波が、令和8年秋に亀岡市・南丹市・京丹波町を会場に開催されます。

本年度は、開催年に向けて推進体制を整え、京都府立丹波自然運動公園、わち山野草の森のフェア拠点整備、広報、PR活動を進めてまいります。

あわせて、和知駅につきましては、交通系ICカードの利用ができる改札の設置を引き続き要望するとともに、緑化フェアを契機とした駅前周辺の活性化に向けて、地域の皆様と共に検討を進め、しっかりと結果を残していきたいと考えております。

町営住宅では、施設の長寿命化に向け、適正な維持管理を推進するとともに、蒲生野団地の改修設計を実施します。

また、一般住宅の改修では、現行の耐震基準に適合していない建築物の安全性を確保し、住宅の耐久性を向上させることを目的に、耐震診断や耐震改修による木造住宅の耐震化対策に重点的に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

自主財源であります地方税の確保につきましては、「公平・公正」の原則の下、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めるとともに、納税者の利便性を図りながら徴収率の向上に努めてまいります。

さらに、本町の特徴や魅力、資源を広く総合的にPRすることで外需を獲得することとして、一昨年「京丹波町タウンプロモーション方針」を発表し、昨年アクションプランを策定しました。今後、アクションプランを実行し、京丹波産の「人・もの・こと」を発信する「from京丹波」プロジェクトの展開、京丹波ファンクラブ拡大のための「クラブ京丹波」の運営など、官民連携プロモーションチーム「京丹波イノベーション・ラボ」を中心とした議論をさらに深め、施策を推進することで市場競争下にある自治体間における「選ばれる自治体」となるよう努めてまいりたいと考えております。

また、令和7年は合併20周年の年であります。昨年度より庁内プロジェクトチームを中心に検討を重ね、京丹波町らしい記念イベントにしていまいりたいと考えております。10月11日には20周年を祝う記念式典を開催するとともに、京丹波イノベーション・ラボが中心となって企画する記念イベントや、同日に「ウェルネスフェスタ」として健康をテーマとした事業も開催する予定としております。

さらに、20周年の冠イベントを20程度予定しており、町全体のにぎわいにつなげてまいりたいと考えております。

本年は、町政の仕上げの年であります。おかげをもちまして、今日まで町政はほぼ順調に推移してまいりました。このことは、議員の皆様方の多大なご協力のたまものと衷心より感

謝を申し上げます。

令和7年度予算案では、これまで推進してまいりました施策をさらに充実したもの、将来の展望を開いていくためには、どうしても必要と考える経費等を最大限盛り込んでおります。財源は極めて厳しいものがありますが、総力を挙げて対応し、過去最大の規模となっております。今後の町政は夢と希望を持って積極的に、また多面的に展開し、町のあるべき姿を整えていき、安定した町政を実現して、「発展への第2ステージ」へと途切れることなく歩みを進め、次代に引き継いでいく責任があります。

そのためには、京丹波町役場として、大所高所から物事を見ること、その時代に沿ったアイデアをデザインしてストーリー性を持って取り組むことや、「対話と信頼」をお互いに深め、常に「礼節を重んじる」ことにしっかり取り組んでまいります。

その上で、住民ニーズに組織全体が「一体感」を持って、その取組が連鎖的に周囲に伝わるような関係づくりが、本当に組織を強くしていくと考えておりますので、そのことを念頭に、やさしさとぬくもりを感じていただける、そして品格ある役場づくりに一層努めてまいります。

以上、様々に申し上げてまいりましたが、これらのまちづくり施策は、私一人で到底成し得るものではございません。意思決定機関であります議会や、それぞれの地域においてまちづくりを進めておられる皆様のご意見を伺いながら、公約の実現に向け、町民の皆様、職員と取り組んでまいる決意であります。

議員各位並びに町民の皆様には今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上、令和7年度の施政方針といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）～日程第41、議案第34号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります、日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）から、日程第41、議案第34号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算までの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第５、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第６号）から、日程第４１、議案第３４号 令和７年度京丹波町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第１号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和６年度一般会計補正予算（第６号）を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第６号）につきまして、補正前の額１２４億６００万６，０００円に６，８３３万１，０００円を追加し、補正後の額を１２４億７，４３３万７，０００円とさせていただいたものであります。

国において、令和６年１２月１７日に、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の裏づけとなる令和６年度補正予算が成立いたしました。この経済対策に掲げる物価高の克服の事項についての対応として、低所得者世帯への給付金の支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために「重点支援地方交付金」を追加する旨が盛り込まれたところであります。

中でも、低所得者世帯への給付については、令和７年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指すとされており、各自治体に迅速な対応が求められております。

本町におきましても、早期に対応を図るため、支給に必要な期間の確保を含め、専決処分による対応とさせていただいたところであります。

何とぞご承認くださいますようお願い申し上げます。

次に、同意第１号 京丹波町高原財産区管理委員の選任につきましては、管理委員としてお世話になっております山田正雄委員が転出されたことに伴い、京丹波町財産区管理条例の規定により、新たに西山祐宣氏を選任することについて、議会の同意をお願いしております。

西山氏は、豊富なご経験により、地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍されており、また、行政経験も豊富で見識があり、財産区管理委員として適任であります。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、森裕美子委員の任期が、令和7年6月末をもって満了となります。

森委員は、4期12年という長きにわたり活躍いただいておりますが、今回を区切りとして退任のご意向であります。後任に、片山芳子氏を推薦することについて、議会の意見を伺うものであります。

片山氏は、豊富な経験を生かし、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただけていると思っております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第1号 京丹波町名誉町民条例の制定につきましては、広く社会の進歩発展に貢献され、町民の尊敬とされる方に対して、その栄誉を顕彰するため、条例を制定するものです。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法改正に伴い刑の種類が改められることから、関係条例の改正を行うものです。

議案第3号 京丹波町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、制度の運用において実態に即した対応とすることにより、制度の充実に資するため、関連する条例を含めて所要の改正を行うものです。

議案第4号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。

議案第5号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正に準じて、育児、介護と仕事の両立支援に関し、所要の改正を行うものです。

議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告に基づき、地域手当を創設することや、法改正に準じて旅費に関する規定を改正するものです。

議案第7号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告に基づく地域手当を創設するなど、諸手当の改正を行うものです。

議案第 8 号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職に準じて、フルタイム会計年度任用職員の地域手当を創設するものです。

議案第 9 号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正に準じて旅費に関する規定を改正するものです。

議案第 10 号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正に基づく条項整理及びこども基本法に基づく審議会所掌事務について、所要の改正を行うものです。

議案第 11 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得税法の一部を改正する法律の施行に伴う定額減税の取扱いに関して、所要の改正を行うものです。

議案第 12 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則及び厚生労働省令の改正に伴い、関係条例の改正を行うものです。

議案第 13 号 京丹波町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の改正により、上下水道課職員の関係規定を改正するものです。

議案第 14 号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法の改正に基づく工事監督者等の要件緩和及び所管省庁の移管に伴う所要の改正を行うものです。

議案第 15 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 16 号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 17 号 第 3 期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、子ども・子育て支援法の基本指針に則して、市町村計画を作成することに関して、京丹波町議会基本条例に基づき提案させていただくものです。

続きまして、議案第18号 権利の放棄につきましては、瑞穂農林株式会社に対する出資金等の権利放棄に関して、地方自治法に基づき議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第19号 令和7年度京丹波町一般会計予算から議案第34号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

一般会計予算の総額は、132億2,000万円となり、前年度当初予算に比べプラス17.7%、19億8,700万円の増額となりました。公営企業会計を含む特別会計全体では、96億3,569万9,000円となり、前年度当初予算に比べてプラス1.4%、1億3,394万6,000円の増額となりました。

全会計の総額は、228億5,569万9,000円となり、前年度当初予算に比べプラス10.2%、21億2,094万6,000円の増額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、一般管理費のふるさと応援寄附金事業に6億753万円を計上し、本町の豊かな食のPRと地域振興を図るため、返礼品と地場産品や事業者の掘り起こしを行い、さらなる寄附金の増額を目指します。

諸費のグリーンランドみずほ管理運営事業には7億109万円を計上し、建設以来25年余りが経過し老朽化する、道の駅「瑞穂の里・さらびき」のリニューアル工事を実施することで、さらなる誘客と地元農家や事業者の販売促進につなげることにいたします。さらに、指定管理者による施設の維持管理を行うとともに、令和6年度に実施した民間活力導入可能性調査結果を踏まえて、新たな経営手法を模索するなど、持続可能な地域振興拠点施設として運営を行ってまいります。

次に、民生費では、こども家庭センターにおいて、ケース記録や進行管理台帳の電子化により、要保護児童等について、情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うため「こどもまんなか応援システム」を導入し、支援体制の充実並びに関係機関との一層の連携強化を図ってまいります。その経費としまして、1,192万円を計上しております。

また、町内3つの幼保連携型認定こども園に係るこども園費では、保護者の利便性向上と保育業務の負担軽減を図るため、保育ICTシステムを導入するなど、運営経費や施設管理等に総額4億8,861万円を計上し、子どもたちの健やかな成長と保護者の就労を支援するとともに、教育・保育環境の質の向上を図ることとしております。

次に、衛生費では、疾病の早期発見のための特定健康診査等事業に1,220万円を、後期高齢者健康診査事業に980万円を、新たに「がん患者アピアランスケア支援助成」を追加した胃がん、大腸がん、乳がん検診など、その他健康診査事業に3,979万円をそれぞれ

れ計上しております。

また、予防接種事業に４，７０３万円を計上し、予防接種による感染症予防に努めてまいります。定期予防接種においては、高齢者を対象に带状疱疹ワクチン接種が新たに加わり、新型コロナワクチン及び高齢者インフルエンザワクチンについても、引き続き重症化予防を目的に、希望者に接種の機会を設けてまいります。また、骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成にも取り組んでまいります。

さらに、子宮頸がん予防接種について、キャッチアップ接種が１年間延長となりましたので、対象者に勧奨を行ってまいります。

次に、農林水産業費では、集落営農組織等への農業機械導入補助をはじめとする農業振興事業に２，５３５万円、認定農業者や新規就農を支援する経営体確保・育成事業に１，９９９万円を計上しております。

また、丹波くり振興事業に２，１３１万円を計上し、本町の名産である「丹波くり」に対する要望がある中、生産振興対策の拡充と生産者確保・育成及び販売力の強化を図ってまいります。

次に、商工費では、町内商業集積施設内に公共施設の一部を移転し、図書館機能や子育て支援機能などの町民の利便性を向上し、にぎわいを創出するための調査・研究を進めるため、「みんなのまち拠点プロジェクト事業」を新設し、９４５万円を計上しております。

観光費では、観光施設管理運営事業において、わち山野草の森が令和８年度に開催される全国都市緑化フェア in 京都丹波の会場になっていることから、トイレ及び案内モニュメントの改修費用として２，６００万円を計上しております。

次に、土木費の道路新設改良費では、継続事業である蒲生野中央線、安井南谷線、井壁谷線などの道路改良に５路線、排水路（調整池）など治水対策に３か所、その他橋梁や舗装の補修・点検による長寿命化対策に総額３億７，７６３万円を計上し、事業に取り組んでまいります。

水資源対策費の畑川ダム周辺整備事業には、整備に向けた基本計画等策定業務などに１，８４３万円を計上しております。

次に、消防費では、京都中部広域消防組合負担金に２億９，４４１万円、防火水槽設置事業に２，０８８万円を計上しております。

次に、教育費では、事務局費の放課後児童健全育成事業には、安定的な運営体制の確保を図るとともに、利用者の多様な要望に対応するため、放課後児童クラブ運營業務委託料に４，１４０万円を、老朽化等が課題となっている瑞穂地区の「のびのび児童クラブ２組」におい

ては、新たに施設を整備することとし、工事請負費に7,172万円を計上しております。
小学校費では、猛暑対策として小学校体育館への移動式空調機器の導入などに1,392万円を計上し、「学びを支える安心安全な教育環境づくり」を推進してまいります。

さらに、近年の災害発生時における学校が果たしてきた役割を踏まえ、丹波地区の大規模避難所である蒲生野中学校体育館を防災拠点とするための空調設備に係る工事請負費として7,539万円を計上し、本町における大規模災害への対策強化を進めてまいります。

また、歳入では、町税につきまして、令和6年度の賦課資料及び決算見込み等を基に過大見積りにならないよう算定を行い、総額で16億6,630万円を見込んでいるところであります。

普通交付税につきましては、国が示します地方財政計画等を基に推計を行い、令和6年度と比べ1億円増額の45億円を見込んだところであります。

ふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと産品や受付窓口の充実、さらに適時適切な広告宣伝により4億円を見込んでおります。

今後とも、さらなる寄附金の増額による財源確保に努めてまいります。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。引き続き特別会計につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、18億3,450万円を計上しております。

歳入では、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少に伴い、国民健康保険税は令和6年度と比べ大幅な減少を見込んでおります。歳出では、国民健康保険事業費納付金が増加しております。その結果、多額の財源不足が生じ、その対応として税率改定の検討も必要な状況となってきましたが、被保険者等の税負担を考慮して税率は据え置き、財政調整基金を活用して予算を編成したところであります。

このような中で、引き続き、第3期データヘルス計画に基づく保健事業の推進により、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るとともに、収納率向上による給付と負担の公平性の確保を図り、安定した事業運営に努めます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、3億2,347万6,000円を計上しております。

本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっています。令和7年度においても、高齢者の疾病予防や重症化予防の取組を推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険事業特別会計事業勘定では、21億272万2,000円を計上しております。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期介護保険事業計画」を基本に、直近のサービス利用状況を踏まえ、予算計上しております。高齢者の皆様が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での暮らしが営めるよう事業の円滑な推進と健全運営に努めるとともに、令和7年度は、「第10期介護保険事業計画等」の策定に向けた取組も進めてまいります。また、地域包括支援センターを中心に、介護予防の取組を推進し、関係機関と連携を図り、地域の資源も活用しながら、多様なサービスの提供に努めてまいります。

サービスを事業勘定では、345万円を計上しております。要支援者等への介護予防支援計画の作成を主なものとして、事業を推進してまいります。

老人保健施設サービス勘定につきましては、1億6,170万7,000円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億7,368万1,000円を計上しております。

令和7年度は、45人乗りの中型バス1台の車両更新を予定しております。住民の皆様の日常生活を支える通学バス及び地域公共交通として、安全運行に努めるとともに、引き続き利便性の向上を図ってまいります。

国保京丹波町病院事業会計につきましては、3条予算の収益的収入及び支出に11億467万円を計上しております。

また、4条予算の資本的収入に2億1,662万2,000円を、資本的支出に2億6,988万5,000円を計上しております。

これらの資本的収入において不足する額5,326万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填してまいります。

厳しい経営環境は変わりませんが、自治体病院として使命をしっかりと果たすため、関係機関との連携や地域包括ケア病床の有効活用など、地域包括ケアシステムの推進に努めながら、経営の健全化を図り、地域医療に取り組んでまいります。

水道事業会計につきましては、3条予算の収益的収入において、水道料金や一般会計からの補助金等により10億7,453万2,000円を、収益的支出では、人件費ほか各種施設の維持管理経費や減価償却費、企業債利息償還金など10億7,221万3,000円をそれぞれ計上しております。

また、4条予算の資本的収入では、水道事業債の発行や一般会計からの補助金及び出資金など7億7,978万5,000円を、資本的支出では、建設改良業務に係る人件費のほか、

中央監視システムや管路の更新に係る建設改良費、また、畑川ダム負担金や企業債元金償還金など総額１０億１，４４２万円を計上しております。

なお、資本的収支において不足する額、２億３，４６３万５，０００円につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとし、水道施設の適正な維持管理による、安全で安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業会計につきましては、３条予算の収益的収入において、下水道使用料や一般会計からの補助金等により８億４，７５１万１，０００円を、収益的支出では人件費ほか各種施設の維持管理経費や減価償却費、企業債利息償還金など９億５，１９７万７，０００円をそれぞれ計上しております。

また、４条予算の資本的収入では、下水道事業債の発行や一般会計からの出資金など４億５，７８２万８，０００円を、資本的支出では、建設改良業務に係る人件費のほか設備更新に係る建設改良費、また、企業債元金償還金など総額５億８，４７２万４，０００円をそれぞれ計上しております。

なお、資本的収支において不足する額、１億２，６８９万６，０００円につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとし、安定したサービスを持続的に提供するため、予防的な維持管理や処理場の機能強化を実施するなど、適切な施設管理に努めてまいります。

このほか、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積立て１万１，０００円を計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英資金の目的に沿う適正な給付に留意し、１，０８９万円を計上しております。

須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理及び住民団体への助成を中心として編成したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、令和６年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 説明の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は１０時４０分とします。

休憩 午前１０時２３分

再開 午前１０時４０分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

補足説明を担当課長から求めます。

説明は、日程順にお願いいたします。

山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 承認第1号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）に係ります専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書7ページ以降の歳出からお願いをいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の物価高騰支援給付金支給事業に6,833万1,000円の計上をお願いするものであります。

今回、承認をお願いしております補正予算（第6号）につきましては、国において、物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得者には引き続き給付金の支援をするため、重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠が追加的に拡大されたことを受けたものであります。住民税非課税世帯への給付とこども加算給付につきましては、迅速に早期開始を目指すこととされていることから、本町におきましても早期に支給を開始し、生活者支援を行う必要があるため、1月31日を専決日とし、これら支給を行うため必要な経費について計上を行ったものであります。

今回の給付につきましては、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を給付するとともに、当該支給対象者の世帯員である18歳以下の子ども1人当たり2万円を給付するものであります。

住民税非課税世帯への給付では支給方法を現金支給として、支給対象世帯につきましては2,140世帯を見込んでおります。また、こども加算につきましては、支給対象者数を145人と見込んでおります。

歳出の内容といたしまして、18節、負担金、補助及び交付金の物価高騰支援給付金に6,420万円を、物価高騰支援給付金（こども加算）に290万円をそれぞれ計上しております。

あわせて、業務に必要な事務経費として、10節、需用費に26万2,000円及び11節、役務費に73万8,000円を計上するとともに、18節、負担金、補助及び交付金のシステム改修負担金に23万1,000円を計上しております。

次に、5ページから6ページまでの歳入をお願いいたします。

本事業に係る財源につきましては、16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金に6,833万1,000円を計上しております。

以上、承認第1号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の補足説明といたします。

ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第1号 京丹波町高原財産区管理委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明のとおり、山田委員におかれましては、昨年9月30日をもって転出され、令和7年1月31日に委員の選任要件であります被選挙権が喪失となりました。

今回、選任いただきます西山氏は、町内にお住まいで、地元の区長、生産森林組合長を歴任されております。

なお、西山氏の任期につきましては、地方自治法の規定により、令和9年5月25日までの残任期間をお世話になるものでございます。

また、西山氏の経歴等につきましては、別紙資料のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

以上、誠に簡単ですが、同意第1号の補足説明とさせていただきます。

ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市町村長がその候補者について議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。

任期は3年であります。

京丹波町では、現在11人の人権擁護委員さんに活躍いただいております。

諮問の内容は、町長からの提案理由説明のとおりであります。

また、略歴等は資料に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、諮問第1号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 次に、議案第1号 京丹波町名誉町民条例の制定について、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明にもあったところでございますが、昨今、京丹波町にゆかりのある方々が様々な分野でご活躍をいただいている状況を踏まえまして、町民の方から尊敬を受ける榮譽に対しまして、名誉町民として顕彰するために条例を制定するものです。

議案書裏面をご確認ください。

この条例では、京丹波町表彰条例に規定する善行や功績表彰とは区分するもので、この条例第2条で規定する称号の授与につきましては、議会の同意をいただきながら、全町民の下で栄誉をたたえていけるように考えております。

施行日は、令和7年4月1日としておりますが、現時点で対象者を特定するものではなく、該当となる事項があった際に速やかに対応していくため、今定例会で提案させていただくこととしております。

以上で、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、刑法の一部改正法が令和7年6月1日から施行されることに伴いまして、関係条例の整理を行うものでございます。

主な改正内容として、法改正により刑の種類であります懲役、禁錮の文言が廃止され、新たに拘禁刑として整理されることから、関係条例も同様に文言改正するものでございます。

議案書をめくっていただきまして、裏面をご確認ください。

関係いたします条例は、第1条の京丹波町表彰条例から、第9条、京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例までとなります。いずれも拘禁刑に文言修正するものでございます。

なお、施行日は、法改正の施行日に合わせまして、令和7年6月1日とすることといたしまして、経過措置を設けております。

なお、本件改正につきましては、事前に検察庁との事前協議を実施することとされております。既に調整済みでございます。

以上、議案第2号の補足説明といたします。

続きまして、議案第3号 京丹波町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、主な改正内容としましては、情報公開制度の運用におきまして、実態に即した対応とすることによりまして、制度の充実に資するため所要の改正を行うもので、あわせまして、関連します条例について関係条項の改正を行うものでございます。

議案書を3枚めくっていただきますと新旧対照表がございます。そちらの1ページをご確認ください。

第1条関係、京丹波町情報公開条例では、実施機関の定義を追加するとともに、公文書の定義を個人情報保護法に合わせて見直し、2ページ、第6条の2、公益上の裁量的開示及び第6条の3、公文書の存否に係る規定では、京都府下の市町村の状況を鑑み、規定を追加す

るものでございます。

同じページ、第8条第4項では、追加した規定に基づく文言整理であり、次の3ページ、第12条で規定していた情報公開審査会に関する規定は、審査会の運営実態に合わせまして、新旧対照表の5ページをご覧いただきたいと思います。5ページの第2条関係、京丹波町個人情報保護審査会条例における規定に統合・整理を行うものでございます。

この両審査会の運用の中で、公文書の定義や委員の構成、審議事項に関して差異はなく、統一している市町村も多いことから、分かりやすく整理を行うことによりまして、制度の充実を図るための改正でございます。

さらに、新旧対照表の8ページ、第3条関係でございますが、京丹波町個人情報保護法施行条例では、情報公開条例及び個人情報保護審査会条例の改正に合わせまして、文言の整理を行うこととしております。

なお、施行日は、令和7年4月1日としており、施行に係る経過措置を設けております。

以上、議案第4号の補足説明といたします。ご審議賜りまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） 議案第4号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、現行条例の条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

それでは、お手元の資料の新旧対照表により説明させていただきます。

第1条関係の京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例ですが、第2条第2項中、第2条第8項を第2条第9項に改め、同条第3項中、第2条第12項を第2条第13項に改め、同条第4項中、第2条第14項を第2条第15項に改めます。

次に、第2条関係の京丹波町税条例の一部改正する条例ですが、第36条の2第9項中、第2条第15項を第2条第16項に改め、第63条の2第1項第1号中、同条第15項を同

条第16項に改め、第89条第2項第2号及び第139条の2第2項第1号中、第2条第15項を第2条第16項に改めます。

京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部改正する条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

以上、誠に簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 次に、議案第5号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

主な改正内容といたしまして、1点目が育児・介護中の超過勤務免除対象者となる子どもの範囲拡大でございます、2点目が仕事と介護の両立支援を利用しやすい環境整備についてでございます。

議案書を2枚めくっていただきまして、新旧対照表1ページをご確認ください。

第8条の3第2項に規定をしております育児及び介護中の超過勤務命令等の制限対象となる子どもの年齢を、現行の3歳未満から就学前児童に改めるもので、同じく第4項では、文言の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表の2ページ、第17条の2及び第17条の3といたしまして、新たに条を2条追加いたしまして、配偶者等の介護に関し、その意向確認のための周知でありましたり、相談体制の整備などを加え、仕事との両立支援することを明記するものでございます。

いずれも、令和7年4月1日の法改正に合わせて施行することとしております。

以上、議案第5号の補足説明といたします。

続きまして、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、主な改正内容といたしまして、一般職員同様、令和6年の人事院勧告に伴います地域手当の創設、また、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴います旅費等の規定について改正を行うものでございます。

議案書を1枚めくっていただき、新旧対照表1ページをご確認ください。

第2条で、地域手当の規定を追加いたしまして、現在、別表2で定める宿泊費等の旅費につきましては、今回、都道府県ごとに上限額を設けた実費支給となり、また、国においても、法の規定から旅費の上限額等につきましては、社会情勢等に速やかに対応するため、政令規

定に改められることから、別に規則委任により整理するものであり、この後の議案第9号で提案をいたします一般職についても同様に整理をさせていただくものでございます。これによりまして、別表第2を削り、別表のみの規定となります。

なお、施行日は、令和7年4月1日といたしまして、旅費に関する規定については、経過措置を規定しております。

以上、議案第6号の補足説明といたします。

続きまして、議案第7号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、主な改正内容といたしまして、令和6年8月の人事院勧告に伴って各種手当の改正を行うものでございます。

同じく議案書を3枚めくっていただきまして、新旧対照表1ページをご確認ください。

第1条関係、京丹波町職員の給与に関する条例では、1ページから3ページにかけまして、第8条及び第9条に規定をいたしております扶養手当につきまして、配偶者に関する手当を廃止し、子どもに係る手当の額を1万円から1万3,000円に増額を図るものでございます。令和7年度におきましては、配偶者の手当額を6,500円から3,000円に、子どもに係る額については、1万円から1万1,500円とする経過措置を取ることといたしまして、附則第2条に規定をしております。

次に、3ページ下段、第9条の2、住居手当では、対象者に、いわゆる事実婚を加え、4ページ、第9条の3、地域手当では、これまで市町村ごとに異なっておりました地域手当の率を都道府県で統一し、これまで未実施であった自治体も含めて、令和7年度から地域手当を支給するものです。改正では、支給率を規則に委任することとしております。

第10条、通勤手当では、5ページにかけまして、月額上限額の5万5,000円を改め、本町には現状該当者はありませんが、新幹線通勤等に係る要件を緩和し、改正後の限度額を15万円に引き上げるものであります。

次に、新旧対照表6ページ下段でございます。

第14条の2、管理職特別勤務手当では、深夜勤務の対象時間を緩和し、現状午前零時からとしておりますものを、午後10時からとするものでございます。

7ページ、第15条の9、単身赴任手当では、支給要件を緩和し、既存職員に加えまして、新規採用の遠隔地勤務も対象にするものでございます。

さらに、第16条の3、定年前再任用職員等への要件緩和といたしまして、住居手当、単身赴任手当を支給対象とするものでございます。

次に、9ページ、第2条関係、京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例では、

本町には該当者はありませんが、特定任期付職員の手当改正といたしまして、第7条第4項で業績手当を廃止いたしまして、第9条第3項で同じ趣旨であります勤勉手当を0.875月ずつ支給するものでございます。

続いて、11ページ、第3条関係、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例では、定年前再任用職員同様、暫定再任用職員も住居手当並びに単身赴任手当を支給対象とするものでございます。

以上、議案第7号の補足説明といたします。

続きまして、議案第8号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正内容といたしまして、人事院勧告に準じて、フルタイム会計年度任用職員に対して、地域手当を支給する改正を行うものでございます。

議案書を1枚めくっていただき、新旧対照表1ページのご確認をお願いいたします。

新旧対照表に記載のとおり、第3条、第8条の2の規定におきまして、いずれも地域手当の支給に関し文言を追加するものですが、今回の改正では、人事院勧告に伴います給料表の改正によりまして、時間単価が大幅に増加することでありましたり、本町での会計年度任用職員の業務実態、また、財政状況等、総合的な見地からフルタイム任用の職員を対象に支給することとしております。

施行日は、令和7年4月1日からといたしまして、支給する率に関しましては、第8条の2の規定どおり正規職員と同様とするものでございます。

以上、議案第8号の補足説明といたします。

続きまして、議案第9号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも特別職の条例改正と同様に、法改正に伴う旅費に関する規定を改正するものでございます。

先ほど、特別職の条例でご説明いたしましたように、宿泊費につきましては、都道府県単位で上限額を設定し実費支給することや、規定に違反した者に対して、給与等から控除できる規定の追加、また、社会情勢に速やかに対応していくため、法規定から上限額の定めについて政令委任されておりますことから、本条例についても、準則に沿って規則委任することといたしまして、簡潔に整理を行うものでございます。

議案書を3枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。1ページをご確認ください。

目次及び章立てを削りまして、第2条では法改正に合わせて文言整理を行います。

新旧対照表２ページ、第２条に追加する規定は、旅費の支給対象者に加えまして、直接旅行代理店に支払うことができる規定を追加するものでございます。

次に、３ページから４ページにかけまして、第３条、第４条の改正は、文言を法規定に合わせて整理するものでございまして、５ページ、第６条では、旅費の種類を整理するものでございます。

新旧対照表の６ページにかけましては、旅費の計算について、法規定同様に別途定めるところといたしまして、第８条、第９条を削るものでございます。

第１０条の旅費の請求につきましては、旅行代理店を追加するとともに、あわせて、請求方法に電磁的記録も対象とすることにしております。

７ページ最下段から１１ページ中段までの第２章の規定でございます。

各交通手段におけます実費計算方法につきましても、規則委任することといたしまして、第１１条から第２２条を削り、条の整理を行うとともに、新旧対照表の１１ページ最下段から１２ページにかけまして、改正後の第１２条に、先ほど申し上げました旅費の返納に関して、給与等から控除できる規定を追加するものでございます。

また、１３ページにかけましては、日当、宿泊料の額を規定している別表については、同じく規則委任することとして整理するものでございます。

なお、施行日は、令和７年４月１日といたしまして、出発日に係る経過措置を設けることといたしております。

以上、議案第９号の補足説明といたします。

長々のご説明いたしましたが、ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） それでは、議案第１０号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、京丹波町子ども・子育て審議会において、京丹波町こども計画に関する事項を調査審議するため、審議会の所掌事務に関することなど所要の改正を行うものでございます。

２枚目の新旧対照表をご覧ください。

まず、第１条の改正でございますが、子ども・子育て支援法の改正による条ずれに伴い、第７７条第１項を第７２条第１項に改めるものでございます。

あわせて、こども基本法第１３条第３項を加えた理由につきましては、こども基本法第１

0条では、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする規定されており、策定につきましては努力義務とはなっておりますが、本町においては、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とする第1期こども計画を策定いたします。子ども・子育て審議会において、今後策定するこども計画について審議いただくために改正するものでございます。

次に、第2条の所掌事務に係る改正でございますが、第5号に京丹波町こども計画に関することを加えるものでございます。審議会において、こども計画に関することについて、本計画の策定に係る審議やその後の進捗確認、または見直し等について審議を行っていただくものでございます。

次に、第3条に規定する組織についての改正でございますが、こども基本法第13条第2項では、こども施策が円滑に行われるよう、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならないと規定されています。審議会の委員については、20人以内をもって組織するとしています。現行の委員構成を維持しつつ、こども計画に関して調査審議していただくため、第3条第1項第1号では、こども施策に関する事業に従事する者、また、同項第3号では、こども施策に関し学識経験のある者を加える改正を行うものでございます。

今後は、審議会の委員の選出において、子どもに関する支援を行っている民間団体や事業者にも加わっていただき、関係相互の連携を図り、本町のこども施策が円滑に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、施行日については、公布の日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第11号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

老人医療助成制度は、65歳から69歳までの所得税非課税世帯に属する者を対象としております。

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年3月30日法律第8号）の施行に伴い、令和6年分の所得税については定額減税が行われ、令和7年8月から令和8年7月まで本制度の所得制限に影響を及ぼすことになります。

しかし、今回の定額減税は、税の負担能力の定義を変更するものではないこと、また、定

額減税を加味すると収入の高い世帯も要件を満たすことになり、従来の対象世帯及び定額減税終了後の対象世帯との合理性を欠くことなどから本制度の趣旨を考慮し、令和6年定額減税の影響を加味しないこととし、第2条第1号アについて所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正に当たりましては、京都府及び市町村で検討を行い、統一した対応をすることとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 議案第12号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が、令和6年4月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行うもので、関連する2つの条例の改正を一括して提案させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表で内容をご説明申し上げます。

初めに、1ページ、第1条関係、京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本条例につきましては、地域包括支援センターの運営の基本方針、職員に関する基準について規定をしているもので、今回の改正は、介護保険法施行規則の改正で、職員の配置基準に関する改正が行われたため、条例の規定を改めるものでございます。

条例第3条第1項では、常勤換算による方法で必要な職員数を配置することを認める改正となっております。

2ページ目をご覧ください。

今回追加する条例第3条第2項では、複数の地域包括支援センターを設置する場合、複数のセンターで合算して必要な職員数を配置することを認める改正となっております。いずれも、地域包括支援センターに配置する人材確保が困難となっている状況に対応する趣旨の改正でございます。

3ページ目、第2条関係、京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本条例につきましては、地域包括支援センターで実施をしております介護予防支援に関する指定の基準等を規定をしているもので、今回、介護保険法施行規則の改正に伴い、条例に規定する条項に改正があったため改めるものでございます。

本条例の改正は、公布の日から施行することとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 議案第13号 京丹波町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

本議案に関しましては、令和6年第4回議会定例会において提案、議決されました京丹波町職員の管理職手当に関する条例の改正を受けまして、上下水道事業職員に関係する例規を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条の2第1項中、上下水道課長の次に主管及び課長補佐を加えるものでございます。

続きまして、議案第14号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

主な改正内容といたしましては、1点目として、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道工事における布設監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されることから関係規程の改正を行うものです。

2点目といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に基づき、所管省庁が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へと改正されたことから、本条例の関係箇所を改正するものです。

それでは、新旧対照表により、本条例の改正内容につきまして、その概要を説明申し上げます。

ページ3枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

第3条、布設工事監督者の資格についてです。

第1項中、第1号から第3号、ページをめくっていただきまして、第5号及び第7号から第10号については、資格に必要な履修学科及び実務従事年数の緩和となっております。

また、第4号、第6号、第11号については、資格要件として新たに別の履修学科と実務従事年数を追加し、有資格者要件の裾野を広げております。

なお、これら条項を追加したことによる条ずれを修正しております。

続いては、第４条、水道技術管理者の資格についてです。

第１項中、第１号は、これまでは布設工事監督者を水道技術管理者の資格要件としておりましたが、これを廃し、新たに履修学科と実務従事年数が設定されました。

第２号及びページをめくっていただきまして、第４号、第５号については、履修学科及び実務従事年数の緩和、第３号は、履修学科に関係なく、実務従事年数をこれまでの１０年から５年に改めております。

第６号は、履修学科、実務従事年数に関係なく、資格取得講習課程の修了者を資格者として定める条項ですが、この講習の主催者がこれまで厚生労働大臣の登録を受けた者であったのが、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に変更されることによる改正となっております。

第７号、第８号は、資格要件として、新たな履修学科と実務従事年数を追加し、こちらも有資格要件の裾野を広げております。

以上、簡単ではございますが、議案第１３号並びに第１４号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 次に、議案第１５号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

主な改正内容といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和７年４月１日から施行されることに伴いまして、改正を行うものでございます。

議案書を１枚めくっていただき、新旧対照表１ページをご確認ください。

第５条、補償基礎額につきまして、第２項において最低額の引上げを行うもので、１日当たり９，７００円、また、ただし書以降、例外規定となりますが、同じく１日当たり１万４，５００円として増額するものでございます。

あわせて、第３項では、２ページにかけまして、人事院勧告等による扶養手当の改正に準じまして、親族等における加算額を、配偶者について２１７円から１００円に、子どもさんについては３３３円から３８３円に改正されるものでございます。

２ページの別表の改正では、階級及び勤務年数に応じまして、補償基礎額全体において引上げの改正を行う予定でございます。

なお、施行に合わせて適用の経過措置を附則に規定することとしております。

以上、議案第１５号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１６号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が令和７年４月１日に施行されることから、改正を行うものでございます。

これも議案書を１枚めくっていただきまして、新旧対照表１ページをご確認ください。

今回の改正は、消防団員数の減少に伴い、全国的にも団員歴が３０年を超える団員の処遇改善や団員数の確保の観点から、新たに３５年以上の欄を別表に追加するものでございます。階級によっては額面に異なりがありますが、各階級ともおおむね１０万円が増額されることとなります。

施行日は、令和７年４月１日からといたしまして、施行日以降に退団した消防団員に適用することとなり、適用の経過措置を附則に規定することとしております。

以上、議案第１６号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） それでは、議案第１７号 第３期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定について、補足説明を申し上げます。

本計画につきましては、子ども・子育て支援法第６１条の規定に基づき、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものでございます。

京丹波町においては、これまで第１期の計画を平成２７年３月に、続いて、第２期の計画を令和２年３月に策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。

現行の計画であります第２期計画の期間が令和７年３月末をもって終了することから、令和７年度から令和１１年度までの５年を計画期間とする次期計画を策定するもので、京丹波町議会基本条例第１０条に規定する議決事件として提案するものでございます。

第３期計画の策定に当たり、子ども・子育てに関するニーズ調査を実施し、子育て世代が抱える現状と課題の整理及びニーズの推計を行い、その結果などを踏まえ、京丹波町子ども・子育て審議会では計画策定に向けて審議をいただきました。

この第３期計画では、第２期計画のキャッチフレーズであります“かかわり愛（合い）、かまい愛（合い）、つながり愛（合い）”の子育て環境づくりをさらに前進させるため、新しく“つたえ愛（合い）”を加えました。近年、全国的にも子どもや家庭をめぐる課題が複雑・多様になり、つながりの希薄化が懸念されています。

そうした中、本町は、地域ぐるみで子どもを見守り、子育てを温かく支えるコミュニティが根づいています。本町の強みである人と人とのつながりの強さをさらに高め、お互いの信頼の下に、必要な情報を必要な人へ届けていく「伝え合い」により、地域の絆がいま一度、強まり広がるようにとの思いで新たに加わったものでございます。

本計画を子ども・子育て支援の指針とし、基本理念である「広げよう地域の輪 みんなで子育てするまち京丹波」の実現を目指して取り組んでいくこととしています。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 議案第18号 権利の放棄につきまして、補足説明を申し上げます。

瑞穂農林株式会社の新たな体制に移行するに当たり、町に権利がある請求権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案書及び別紙資料の内容について、その概要を説明いたします。

瑞穂農林株式会社は、杉の間伐材を活用したおが粉を利用して、ハタケシメジやホンシメジの生産をしており、国内シェアの9割以上を占めております。本施設は、地域資源の循環利用及び地域活性化の各組織として重要な役割を担っていただいております。

本町の特産品であります両シメジの安定生産と雇用維持のため、株式会社雪国まいたけの資源や財源を有効活用できる新たな体制で、生産技術の向上に加え、ブランド戦略、営業戦略により、計画的に業務改善いただき、安定して経営していただけるよう事業譲渡を進めるものであります。事業譲渡後には、出資法人瑞穂農林株式会社の解散・清算手続を行う予定となっております。

この事業譲渡や解散に伴い、放棄する権利につきましては、まず1つ目といたしまして、町が設立当時に出資した出資金410万円に係る払戻し請求権であります。放棄の理由としては、瑞穂農林株式会社は、過年度から続く債務超過の状態であり、換価できる財産もなく、解散・清算時において返済の見込みがないと判断し、請求権を放棄するものであります。

2つ目としましては、事業譲渡後に処分制限期間の残期間内に補助目的に沿った補助対象財産の使用を中止する場合などには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく補助金還付条件による譲渡相手への還付請求権であります。放棄の理由としては、本施設は、地域の森林資源の循環利用及び地域住民の雇用など、地域の活性化に重要な役割

を果たしており、事業譲渡後においても安定した経営を目指していただき、資力の回復及び見通しの持てる事業経営に注力いただくよう補助金還付の必要があった際には、譲渡相手方であります株式会社雪国まいたけへの還付請求権を放棄するものであります。

以上、誠に簡単でございますが、議案第18号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご賛同賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第19号 令和7年度京丹波町一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

それでは、ページをめくっていただき、初めに5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

債務負担行為は、翌年度以降における債務の負担を定めるもので義務費となるものでございます。

まず1つ目は、総合計画策定業務でございます。

現行の第2次京丹波町総合計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を期間として基本構想を定めており、今回、第3次京丹波町総合計画の策定に当たり、令和7年度及び令和8年度の2か年にわたり継続的に策定業務を進めることとしており、令和8年度分として900万9,000円の限度額設定をお願いするものであります。

なお、業務全体の予定事業費は1,546万6,000円としております。

2つ目から4つ目の計画策定業務につきましても、令和9年度からの計画開始に向けて、令和7年度及び令和8年度の2か年にわたり継続的に策定業務を進めることとしております。

2つ目は、地域福祉計画策定業務でございます。

今回、令和8年度分として371万8,000円の限度額設定をお願いするものであります。

なお、業務全体の予定事業費は707万3,000円としております。

3つ目は、障害福祉計画等策定業務でございます。

今回、令和8年度分として354万2,000円の限度額設定をお願いするものであります。

なお、業務全体の予定事業費は630万3,000円としております。

4つ目は、健康増進計画策定業務でございます。

今回、令和8年度分として545万円の限度額設定をお願いするものであります。

なお、業務全体の予定事業費は690万2,000円としております。

以上が、第2表、債務負担行為でございます。

次に、6ページから7ページまでにわたります第3表、地方債でございます。

発行総額につきましては、7ページ下段、計の欄、13億8,410万円でございます。
対前年度5億40万円、56.6%の増となっております。

初めに、合併特例事業につきましては、6億5,790万円を計上し、対前年度2億5,710万円の増額となります。

主な増額の要因といたしましては、道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備に伴う発行額3億6,770万円などによるものであります。

過疎対策事業につきましては、5億9,430万円を計上し、対前年度2億3,200万円の増額となります。

主な増額の要因といたしましては、新火葬場建設事業に伴う発行額1億8,660万円などによるものであります。

緊急防災・減災事業につきましては、1億40万円を計上し、対前年度770万円の増額となります。

主な増額の要因といたしましては、蒲生野中学校体育館空調設備に伴う発行額4,400万円などによるものであります。

公有林整備事業につきましては980万円を計上しております。対前年度330万円の減額となります。

緊急自然災害防止対策事業につきましては1,180万円を計上しております。災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止することを目的としている地方債で、河川改修事業債として計上したものであります。

デジタル活用推進事業につきましては990万円を計上しております。デジタル技術を活用した行政運営の効率化、地域の課題解決等に向けた取組をしていくために新たに創設された地方債で、要援護者システム導入や水道事業会計のAIによる管路劣化診断化事業の財源として計上したものであります。

臨時財政対策債につきましては、国の地方財政計画の中で地方財政の健全化に取り組み、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとされましたので、今回計上しておりません。令和7年度発行額に係ります交付税算入額につきましては、約9億6,000万円と推計をしております。69.4%の基準財政需要額への算入を見込んでおります。

次に、事項別明細書5ページからの歳入でございます。

特に、主な項目について説明をさせていただきます。

まず、5ページからの1款、町税でございます。1項、町民税、1目、個人、1節、現年課税分の個人所得割につきましては税率6%でありまして、課税の基礎となります令和7年度総所得につきましては、令和6年度総所得を基に、これまでの経過等を勘案し、課税標準額を推計し、前年度に比べて544万6,000円増の4億3,495万8,000円を計上しております。

2目、法人、1節、現年課税分の法人税割につきましては、令和6年度の決算見込み等を勘案し、前年度に比べて289万6,000円増の6,634万8,000円を計上しております。

2項、1目、固定資産税、1節、現年課税分ではありますが、令和7年度は据置き年度となっております。

まず、土地につきましては、令和5年1月1日現在の価格を基礎として、宅地につきましては、令和6年7月1日までの地価下落に伴う修正を反映して算出し、前年度に比べて107万4,000円増の1億8,001万2,000円を計上しております。

次に、家屋につきましては、在来家屋及び令和6年中に評価を行う新增築家屋並びに滅失家屋等を反映した算定より、前年度に比べて890万3,000円増の3億6,723万5,000円としております。

また、償却資産につきましては、令和6年度当初調定額を基に、過去5年間の動向等を勘案して調定額を推計し、前年度に比べて1,246万9,000円増の4億732万5,000円を計上しております。

3項、軽自動車税、2目、種別割、1節、現年課税分でございますが、保有車両に課税されます種別割につきましては、令和7年度の課税見込み台数を基に過大とならないように算定を行い、前年度に比べて75万3,000円増の6,070万円としております。

4項、1目、町たばこ税、1節、現年課税分でございます。令和6年度の決算見込みを基に販売実績等を勘案し、前年度に比べて560万円減の7,910万円を計上しております。

次に、7ページから10ページまでにわたります2款、地方譲与税から11款、地方特例交付金まで各種交付金が続きますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づき、それぞれ計上したものでございます。

なお、議案書と一緒に1枚もので地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費という資料を提出させていただいておりますので、後ほどご覧ください。

次に、9ページ下段の12款、1項、1目、1節の地方交付税でございますが、普通交付

税は前年度に比べて１億円増の４５億円を計上しております。国の地方財政計画等により示されました内容を基に、推測される伸び率等を勘案して算定したところであります。

同じく、特別交付税におきましては、過大な見込みとならないよう交付実績額などに基づき、前年度に比べて３，０００万円増の５億８，０００万円を計上し、地方交付税全体で５０億８，０００万円を計上しております。

次に、１１ページからの１４款、分担金及び負担金以降の特定財源の関係でございますが、これらにつきましては、それぞれ積算根拠等を説明欄に記載をしておりますので、主な項目のみ説明させていただきます。

初めに、１１ページの１４款、分担金及び負担金、２項、負担金、３目、教育費負担金、１節、教育総務費負担金では、放課後児童クラブ負担金に４３４万９，０００円を計上しております。

次に、１３ページの１５款、使用料及び手数料、１項、使用料、４目、商工使用料、２節の京丹波味夢の里施設使用料に３，１３６万８，０００円を計上するとともに、５目、土木使用料、３節、住宅使用料の町営住宅使用料現年分には３，６２４万１，０００円を計上しております。

次に、１７ページから１８ページまでの中ほどの１６款、国庫支出金では、１項、国庫負担金、１目、民生費国庫負担金、１節、社会福祉費負担金の自立支援給付費国庫負担金に２億１，２０５万７，０００円を計上しております。障害者自立支援事業の財源とするものでございます。

また、３節、児童福祉費負担金では、児童手当負担金に１億４，２１２万９，０００円を計上しております。児童手当支給事業の財源とするものであります。

次に、１９ページの２項、国庫補助金、１目、総務費国庫補助金、１節、総務費補助金では、地方創生臨時交付金に９，７７１万５，０００円を計上しております。定額減税補足給付金等支給事業分として３，９８３万８，０００円を計上するとともに、推奨事業メニュー分として５，７８７万７，０００円を計上しております。

また、デジタル基盤改革支援補助金に４，２８７万５，０００円を計上しております。自治体情報システムの標準化・共通化における経費の財源となるものであり、行政情報システム運用管理事業に充当するものであります。

次の新しい地方経済・生活環境創生交付金でございますが、これは昨年度までデジタル田園都市国家構想推進交付金として実施されていたものでございます。それぞれ、地方創生、拠点整備、デジタル実装のメニューごとに区分して計上しております。

地方創生分につきましては、地方創生に資する地域の独自の取組を支援するもので、持続可能で豊かな地域創造事業や人材育成による持続可能なまちづくり事業など、各種推進経費に充当するものであります。

拠点整備分につきましては、地域活性化を目的とするハード事業を支援するもので、道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備に係る経費に充当するものであります。

デジタル実装分につきましては、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するもので、ホームページ運用管理事業やこども園ＩＣＴ環境整備費に係る経費に充当するものであります。

４目、土木費国庫補助金、１節、土木費補助金では、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）に１億３，２４６万４，０００円を計上しております。除雪車の購入など雪寒道路維持事業に１，８６６万６，０００円、道路新設改良事業に１億１，２１７万円などに充当するものであります。

２１ページの５目、消防費国庫補助金、１節、消防費補助金では、消防防災施設等整備事業国庫補助金に９３２万５，０００円を計上しております。防火水槽設置事業に充当するものであります。

６目、教育費国庫補助金、１節、教育総務費補助金では、子ども子育て支援施設交付金に１，１２７万７，０００円を計上しております。放課後児童クラブのびのび２組新築工事の財源とするものであります。

また、３節、中学校費補助金の空調設備整備臨時特別交付金に３，５００万円を計上しております。蒲生野中学校体育館の空調設備工事の財源とするものであります。

次に、１７款、府支出金では、２３ページ下段の２項、府補助金、１目、総務費府補助金、１節、総務費補助金のきょうと地域連携交付金に５，０００万円を計上しております。市町村が住民ニーズを踏まえ、戦略的かつ自律的に取り組む事業に対して交付されるもので、プロモーション戦略推進事業、from京丹波推進事業及び都市緑化フェア推進事業などの事業に充当するものであります。

次に、２７ページから３０ページまでの４目、農林水産業費府補助金、１節、農業費補助金では、中山間地域等直接支払交付金に８，７７９万２，０００円を、多面的機能支払交付金に７，１９０万４，０００円を計上するなど、それぞれ農業振興費に係る事業財源として交付されるものであります。

ページ下段からの２節、林業費補助金では、森林整備事業補助金に１，４８１万１，０００円を、３２ページの林道開設事業補助金に６，２１６万円を計上するなど、それぞれ林業

振興費に係る事業財源として交付されるものであります。

次に、３３ページからの３項、府委託金では、１目、総務費府委託金、３節、選挙費委託金では、令和７年度中に執行されます参議院議員通常選挙委託金に２，１９６万５，０００円を計上しております。

４節、統計調査費委託金では、５年に１回の国勢調査委託金に６４０万４，０００円を計上しております。

２目、農林水産業費府委託金、１節、農業費委託金の土地改良事業委託金に１，２４０万円を計上しております。土地改良施設維持管理事業の鎌谷下・東又地区の圃場整備実施計画策定業務の財源とするものであります。

次に、３３ページ下段からの１８款、財産収入では、１項、財産運用収入、１目、財産貸付収入、１節、土地建物貸付収入の土地貸付料に１，４７６万円を、建物貸付料に３１７万７，０００円をそれぞれ計上しております。

３５ページ下段からの２項、財産売払収入、１目、不動産売払収入、２節、立木売払収入に１，５３２万円を計上しております。

次に、３７ページからの１９款、１項、１目、寄附金では、２節、総務費寄附金のふるさと応援寄附金に４億円を計上しております。令和７年度におきましても、引き続き寄附金の増加を目指した取組を推進するものであります。

また、企業版ふるさと応援寄附金に２，０００万円を計上しております。地域と人を結びつけ、地域を活性化させるデジタル地域通貨などを実施する持続可能で豊かな地域創造事業の財源とするものであります。

次に、２０款、繰入金では、２項、基金繰入金、１目、１節、財政調整基金繰入金につきまして、令和７年度は前年度に比べ１億７，３５９万４，０００円増の５億９，５５３万２，０００円を計上しております。

２目、１節、振興基金繰入金につきましては、１億６，６５０万９，０００円を計上しております。合併以降、合併特例債を活用して基金の積立てを行ったもので、平成３０年度からまちづくりに必要な施策等に活用を図っているところではありますが、令和６年度、普通交付税の追加交付分や京丹波栗リファイン分などを含め、令和７年度に活用させていただくものであります。

３目、１節、ふるさと応援寄附金基金繰入金につきましては、４億５，０００万円を計上しております。基金積立てを行った令和６年度分ふるさと応援寄附金につきまして、令和７年度において寄附目的の事業に活用させていただくものでございます。

4 目、1 節、減債基金繰入金には、公債費繰上償還の財源として 2 億円を計上しております。実質公債費比率の抑制のため計画的な繰上償還を行い、財政健全化の維持を図る目的に、その財源の確保を含め、本基金の有効活用を行うものであります。

5 目、1 節、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、3, 0 1 1 万 1, 0 0 0 円を計上しております。森林経営管理事業の財源とするものであります。

6 目、1 節、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金につきましては、1, 9 5 9 万 9, 0 0 0 円を計上しております。観光施設管理運営事業及び畑川ダム周辺整備事業の財源とするものであります。

3 9 ページからの 7 目、1 節、まちづくり推進基金繰入金につきましては、9 1 9 万 6, 0 0 0 円を計上しております。本町公共施設の整備をはじめ、まちづくり及び町の活性化を推進する事業の財源として、みんなのまち拠点プロジェクト事業の財源とするものであります。

8 目、1 節、企業版ふるさと納税基金繰入金につきましては、5 4 0 万円を計上しております。フードバレー推進事業及び持続可能で豊かな地域創造事業の財源とするものであります。

次に、4 3 ページ下段からの 2 3 款、町債につきましては、総額で 1 3 億 8, 4 1 0 万円を計上しております。冒頭、第 3 表、地方債にてご説明させていただいたとおりでございます。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は 1 3 時 1 0 分とします。

休憩 午前 1 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、議案第 1 9 号の補足説明から会議を再開いたします。

山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 次に、歳出予算でございます。

歳入と同様に、主な事業につきまして説明をさせていただきます。

初めに、6 0 ページ下段の 2 款、総務費、1 項、総務管理費、6 目、企画費では、企画一般事業に 6 2 6 万 7, 0 0 0 円を計上しております。引き続き、京都丹波ロードレース運営補助金に 1 5 0 万円を計上するとともに、関西パビリオン京都ブースの出演に係る経費として、イベント業務委託料 1 6 3 万 7, 0 0 0 円を計上し、タウンプロモーションを進めてま

います。

次に、６２ページのプロモーション戦略推進事業には１，７４２万８，０００円を計上しております。観光、移住、ふるさと納税分野など、自治体間の市場競争下における外需の獲得を図るため、プロモーション戦略アクションプランの実行、官民連携プロモーションチーム「京丹波イノベーション・ラボ」の運営や庁内プロモーションチームの取組と他部署との連携強化、クリスマスマーケット等のイベント運営など、各種町施策のプロモーション業務を実施してまいります。

フードバレー推進事業には１，４８９万８，０００円を計上しております。地域おこし協力隊活動業務委託料６１０万５，０００円やフードバレー農場運営委託料１８０万円などフードバレー農場の運営経費を計上するとともに、フードバレー京丹波推進協議会に加盟する事業者が事業所間や大学等との専門機関と連携しながら将来的な商品化を見据えて行う、町内の特産物等を生かした商品の開発等に必要となる経費の一部を補助するフードバレー推進事業費補助金に４００万円を計上しております。

６４ページの持続可能で豊かな地域創造事業には５，９０６万３，０００円を計上しております。デジタル技術の導入による町民と関係人口に対する総合的なサービスの向上を進めるため、デジタル地域通貨を運用し、連帯・信頼・協働を育み、相互扶助と域内の消費を促進するとともに、新たな地域経済循環仕組みによる経済効果を生み出してまいります。

また、みずほガーデンロッジを活用した交流拠点施設の運用開始によって、多様な人材の滞在と交流による地域の活性化を図ってまいります。

京丹波ファンクラブ事業には５０７万７，０００円を計上しております。企画運営委託料に３３０万円を計上し、ファンクラブ会員スタンプラリーの実施、宿泊者クーポンの交付などインセンティブをつくることで、関係人口の創出・結びつきの強化を図っていきます。

京丹波栗リファイン事業には１，０７９万８，０００円を計上しております。京丹波栗を活用した新商品・新サービスの開発や販路拡大に係る補助金に２８０万円を計上するとともに、万博やホテル飲食店と連携して、京丹波栗のプロモーションの実施や、全国モンブラン大会の開催など、より一層京丹波栗のブランド化を推進し、付加価値を上げることで関連産業の活性化を図ってまいります。

f r o m京丹波推進事業に８３４万７，０００円を計上しております。プロモーション業務委託料に４０２万１，０００円を計上し、飲食店と連携した京丹波フェアの開催、生産者を招いたガラパーティーの開催を実施し、京丹波食材のブランディングを行ってまいります。

また、f r o m京丹波創出支援補助金に４００万円を計上し、新たな返礼品の開発や増産

体制の構築に対する補助金を交付いたします。さらには、from京丹波商材のポップアップを町内道の駅等で展開し、特産品の販売単価の上昇や、流通等の拡大を目指していきます。

64ページから66ページまでにわたります新たな事業として、人材育成による持続可能な町づくり事業に1,735万1,000円を計上しております。須知高校の生徒確保による持続可能化を図り、将来の町の担い手育成に取り組むため、京丹波町教育魅力化事業委託など企画運営委託料に882万9,000円を計上するとともに、須知高校の教育振興対策の推進を図るため、須知高校振興対策交付金に150万円を計上しております。

また、みんなで祝う合併20周年記念事業に1,740万4,000円を計上しております。合併20周年の歩みと現在の町の動き、将来に向けた展望を周年事業に参加する中で、町民や関係人口に浸透を図り、今後の10年を共に歩んでいく機運を醸成するため、カウントダウンイベント、20周年記念式典、20周年記念イベントなどを実施し、京丹波町合併20周年をみんなの心を一つにし郷土愛を育んでまいります。

67ページ下段からの9目、諸費では、70ページの定額減税補足給付金等支給事業に3,983万8,000円を計上しております。令和6年度に実施しました定額減税補足給付金事業において、支給額に不足が生じる納税者に対して不足額を支給するものであり、不足額給付金として3,850万円を計上するとともに、業務に必要な事務経費を計上しております。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を全額充当いたしております。

また、家庭用防犯カメラ普及支援事業に220万円を計上しております。町内に住所を有する者で、自らが所有し居住する町内にある住宅に設置する防犯カメラ購入費用等への補助として、京丹波町家庭用防犯カメラ設置事業補助金に200万円を計上しております。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を全額充当いたしております。

10目、交通対策費では、交通対策一般事業に3,613万3,000円を計上しております。引き続き地域住民主体のコミュニティ・カーシェアリングに取り組んでいる地域を支援するとともに、新規導入の後押しも行い、交通弱者の日常生活における移動手段確保を図ります。

令和7年度の路線バス運行支援金につきましては、3,100万円を計上し、引き続き安定した運行体制の確立に向け、国・府・沿線市町で支援を行ってまいります。

72ページのデマンド交通推進事業に876万円を計上しております。和知地区での予約

型乗合タクシーの本格運行を行ってまいります。引き続き、民間に支援を行うことで維持を図るとともに、今後に向けての調査研究も併せて実施をしてまいります。

次の１１目、地域振興事業費では、協働のまちづくり事業に２０４万２，０００円を計上しております。住民自治組織の活動に対する各種補助金の交付のほか、引き続き和知駅を中心とした周辺地域の活性化に取り組むための費用を計上し、地域力の強化に向け支援をしてまいります。

移住促進事業には４，１７０万１，０００円を計上しております。引き続き、移住相談窓口を中核とした移住者への支援体制の強化に努め、移住者への支援内容の充実を図るとともに、移住支援金に子育て世帯加算の新設や東京圏の大学を卒業した学生の京丹波町内への移住を伴う府内就職を支援するための地方就職支援金を創設しております。

また、コミュニティ助成事業に２５０万円を計上しております。尾長野区太鼓購入事業に係るものであり、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るものであります。

また、集会所、集落運動施設等の整備及び関連備品購入などを支援する地域にぎわいづくり補助金事業として９１１万８，０００円を計上しております。令和７年度分として要望のあった１８区が対象であります。

次に、７３ページからの１２目、電算管理費では、行政情報システム運用管理事業に２億９８９万７，０００円を計上しております。行政情報ネットワークシステムの適正な管理及び秩序ある運用の確保を図るとともに、国が示す自治体情報システム標準化対応経費を計上しております。

また、デジタルデバйд対策事業に３７万３，０００円を計上しております。スマホサポーター養成講座を実施し、身近な人にスマホの基本的な使い方を教えることができる人材の確保を図ってまいります。

次に、７７ページからの３項、戸籍住民基本台帳費、１目、戸籍住民基本台帳費では、８０ページの戸籍電算システム事業に５，１３９万４，０００円を計上しております。自治体情報システム標準化に伴う経費に３，０６２万７，０００円を計上するとともに、戸籍法改正に伴い、氏名の振り仮名記載に係る機能整備等への対応経費として８１９万６，０００円を計上しております。

４項、選挙費では、令和７年度中において執行されます各種選挙経費につきまして計上しております。８２ページの３目、参議院議員通常選挙費では、会計年度任用職員人件費（パートタイム）を合わせまして２，１９６万５，０００円を、また８４ページにわたりまして、４目、町長選挙費では１，９２７万２，０００円を、さらには、５目、町議会議員選挙費で

は2, 031万5, 000円をそれぞれ計上しております。

次に、3款、民生費でございます。

初めに、88ページ下段の社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援事業に1, 434万7, 000円を計上しております。社会福祉施設等が影響を受けている食材費、光熱水費、車両燃料費の高騰に対する支援金を支給するものであります。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を全額充当いたしております。

次に、89ページからの3目、障害者福祉費では、障害者福祉一般経費に1, 384万4, 000円を計上しております。自治体情報システム標準化に伴う経費に602万3, 000円を計上しております。

90ページから92ページまでにわたる障害者自立支援事業において、補装具給付や自立支援給付費など必要な施策に係る経費として、総額で4億3, 353万円を計上しております。

地域生活支援事業には3, 587万2, 000円を計上しております。成年後見制度の利用促進など、判断能力の低下や障害の有無にかかわらず、誰もが尊厳ある本人らしい生活を続けることができるよう、意思決定支援や権利擁護支援の取組をより一層推進してまいります。

次に、93ページからの4目、老人福祉費では、94ページ下段の在宅高齢者等生活支援事業に2, 913万3, 000円を計上しております。在宅の高齢者等が住み慣れた地域社会の中で、引き続き自立した生活をしていくことを支援し、高齢者等の健康の保持と福祉の増進を図るため、外出支援や食の自立支援などの各種サービス業務委託料等を計上しております。

次に、95ページからの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、各種医療費助成事業、子育てに係る給付及び助成事業を主なものとして計上しております。

96ページ下段の子育て支援一般経費に1, 319万1, 000円を計上しております。国のこども大綱を受けて、本町のこどもまんなか社会の実現に向け、子どもや若者への支援方針をまとめた第1期京丹波町こども計画の策定に取り組むとともに、地域で子育てを育む仕組みづくりとして、ファミリー・サポート・センター事業の委託運営、広域的な病児保育事業の推進などを図ってまいります。

次に、98ページの児童手当支給事業には1億7, 818万円を計上しております。家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長のための支援の促進を図り

ます。

１００ページのすこやか子育て支援金事業では、すこやか子育て支援金に１，１２０万円を計上し、子育て家庭の児童等の入学時の費用負担を軽減するとともに、児童等の健全な育成に資すること及び本町在住の子どもたちを長期にわたり応援することで、定住人口の増加と町の活性化を図ってまいります。

次に、１０５ページからの４款、衛生費でございます。

まず、１項、保健衛生費、１目、保健衛生総務費の保健衛生一般経費では、船井郡衛生管理組合新火葬場建設に係る分担金として１億８，６６３万７，０００円を計上しております。

１０８ページのウェルネス京丹波事業（健康増進事業）には４５４万２，０００円を計上しております。個別及び集団への保健指導、健康教育講座などを実施し、健康増進、健康寿命延伸に向けてさらなる推進を図ってまいります。

１１０ページの妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業には３５７万１，０００円を計上しております。妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせ実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施するものであります。

次に、１１３ページの６目、保健センター管理費では、保健センター管理事業に６，６５９万２，０００円を計上しております。管理経費と合わせまして、２階部分の空調整備更新費用として、測量設計監理業務等委託料に３００万円を、瑞穂保健福祉センター改修工事に５，０００万円をそれぞれ計上しております。

次に、１１５ページからの６款、農林水産業費でございます。

１１７ページからの３目、農業振興費では、事業項目も大変多くございまして、特に主立ったものについて申し上げます。

まず、１１８ページの新規就農育成総合対策事業に１，５００万円を計上しております。次世代を担う農業者の育成・確保に向け、経営発展のための機械・施設等の導入支援をはじめ、総合的に支援をしてまいります。

「食の京都ＴＡＢＬＥ」整備支援事業に９３万３，０００円を計上しております。道の駅「京丹波 味夢の里」における地域特産品を加工販売するための設備等に対し支援をするものであります。

中山間地域等直接支払事業に１億１，８０３万１，０００円を計上しております。第６期のシステム更新経費も含め、町内各集落の９０９ヘクタールを協定面積として交付金を交付するものであります。

次に、120ページの水田農業構造改革対策助成事業には3,016万6,000円を計上し、黒大豆や小豆、京野菜などの高付加価値の作物生産を水田で実施することを促進助成するとともに、多面的機能支払交付金事業に9,576万4,000円を計上し、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援いたします。

また、農業振興施策における重要課題であります有害鳥獣対策事業に8,684万5,000円を計上しております。引き続き、有害鳥獣の捕獲に係る各種捕獲報償金や防護柵設置をはじめとする被害防止施設等設置に係る助成金等、また、狩猟者の高齢化が進む中、わな免許の新規取得や銃器免許の新規取得等に対する助成による捕獲従事者の育成などについての取組とあわせ、ドローン等ICTを活用した捕獲活動の実施、駆除や追い払いの研究や操作技術の取得に取り組むなど積極的な事業推進を図ってまいります。

次に、122ページの京の地域特産物応援事業に1,063万9,000円を計上しております。地域の小豆、黒大豆、大豆、小麦、ソバなどの地域特産物を加工業者と結びつけながら生産拡大や品質向上を図るものであり、対象作物の生産に必要な農業機械の導入を支援をいたします。

耕種農家緊急支援交付金事業に870万円を計上しております。農業資材費の高止まりが続く中、本町の特産品であります黒大豆、小豆の生産継続を支えるために、作付面積に応じた支援を行うものであり、10アール当たり1万5,000円の支援を行うこととしております。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を全額充当いたしております。

スマート農業実装チャレンジ事業では、ICTを活用した農業機械の導入に対して支援を行うものであり、令和7年度はラジコン草刈機及び直進アシスト田植機への補助としてスマート農業実装チャレンジ事業補助金に236万8,000円を計上しております。

124ページの京野菜生産加速化事業では、京野菜の出荷調整作業の集約・省力化によるコスト低減を図り、安定した産地づくりを目指すものであり、令和7年度は紙ピロー包装機への補助として622万4,000円を計上しております。

4目、畜産業費では、畜産農家緊急支援交付金事業に2,030万1,000円の計上しております。家畜飼料費等の高止まりが続く中、畜産農家の経営継続を支えるために、飼養頭数に応じた支援を行うものであり、酪農（乳用牛）は1頭当たり1万円、肉用牛は1頭当たり5,000円、養豚は1頭当たり600円、肉用鶏は1羽当たり60円、採卵鶏は1

羽当たり１８円の支援を行うこととしております。

なお、本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を全額充当いたしております。

５目、農地費では、まず、農地保全事業につきまして、農林漁業事業補助金として１１団体が実施する農業用水路や農道等の施設改修工事に対する補助金も含め、総額で８９９万５，０００円を計上しております。

土地改良施設維持管理適正化事業に１，２１６万４，０００円を計上しております。防災重点農業用ため池４８か所の点検を実施するとともに、角区のやな谷池改修工事に８００万円を計上しております。

１２６ページの土地改良施設維持管理事業に８，１００万円を計上しております。須知大滝池の改修のための測量設計業務に４，８００万円、中台新町１号池の実施計画策定業務等に１，０００万円を計上するとともに、鎌谷下・東又地区の圃場整備実施計画策定業務などに係る経費として２，３００万円を計上しております。

６目、山村開発センター費では、山村開発センター管理事業に７５７万円を計上しております。管理経費とあわせまして、自動ドアの老朽化に伴う更新として改修工事に１００万５，０００円を計上しております。

７目、農村情報施設管理費では、自主放送施設管理事業に２，５６３万円を計上しております。管理経費とあわせまして、引き続き、番組制作委託料として１，０５９万６，０００円を計上しております。

あわせて、ケーブルテレビ民営化推進事業として２，５５０万円を計上しております。自主放送番組の放映に必要なチャンネル使用料３３０万円と、民営化に係る事業者支援を行うため、令和７年度分のケーブルテレビ民営化補助金２，２２０万円として計上するものであります。

次に、１２９ページ以降の２項、林業費、２目、林業振興費であります。公有林整備事業につきましては、再造林や下刈り等に係る経費について、公有林整備事業委託料に４，２５４万４，０００円を計上しております。

１３２ページの林道開設事業につきましては、林道開設工事として林道月ヒラ長老線の開設工事費をはじめ、総額で１億１，２７４万１，０００円を計上しております。

森林経営管理事業には４，６１５万７，０００円を計上しております。森林経営管理意向調査等業務委託料に２，５０３万４，０００円を計上するとともに、境界推定図作成業務に２，０００万円を計上し、放置山林の解消による森林の適正管理を図っていきます。

天然林整備事業に３９８万２，０００円を計上しております。天然林の不用木・不良木の伐採・除去を行う町内林業事業体に補助金を交付するとともに、緑化フェアに向けた整備として天蓋山の景観伐採、松林内の下層植生の下刈りを実施するための天然林整備委託料に１９８万２，０００円を計上しております。

次に、７款、商工費でございます。

１３８ページの起業・新産業育成事業では、引き続き町内での起業を支援し、町内の仕事づくり、また起業家育成を推進するための経費やクラウドファンディングの活用支援に取り組む経費などを盛り込み、３７４万８，０００円を計上しております。

３目、観光費では、１４０ページの鐘乳洞公園管理運営事業に１，１６５万９，０００円を計上しております。主には質志鐘乳洞公園管理運営補助金に１，０００万円を計上し、老朽化が著しい施設内の施設及び設備等の更新を行うために必要な経費について補助するものであります。

特産館「和」管理運営事業に２，５４２万５，０００円を計上しております。トイレの改修工事として維持補修工事に５１２万４，０００円を計上し、適正な維持管理や設備投資により快適な環境整備を図るものであります。

１４２ページの京丹波味夢の里管理運営事業に４，１８６万４，０００円を計上しております。維持補修工事に３，２９８万９，０００円を計上し、自動ドアや消防設備の修繕や、上屋テント広場の一部改修を実施をしております。

食の京丹波推進事業には５６５万円を計上しております。京丹波町最大の魅力である「食」を町に人を呼ぶ観光コンテンツとして位置づけ、観光誘客を図っております。令和７年度は京丹波町合併２０周年記念イベントの共催など、２日間の開催予定としております。

次に、１４１ページからの８款、土木費でございます。

１４３ページ下段からの２項、道路橋りょう費、２目、道路維持費では、道路橋梁維持管理事業に４，１９３万２，０００円を計上するとともに、交通安全施設設置事業に２００万円を、通学路等交通安全対策事業に４８０万円をそれぞれ計上し、安心安全な道路環境を整備をしております。

また、雪寒道路維持事業では、新たに５トン級の除雪ドーザーの購入費用として２，６００万円を計上し、冬期における安全な道路環境を構築をしております。

１４７ページからの３項、河川費、１目、河川総務費では、河川維持管理事業に３，３４５万５，０００円を計上しております。河川の除草に対する謝礼金や３か所の河川修繕工事に係る経費等を計上し、河川の修繕要望等に応じていきます。

4 項、都市計画費、1 目、都市計画総務費では、都市緑化フェア推進事業に 1, 8 2 8 万 7, 0 0 0 円を計上しております。都市緑化フェア実行委員会負担金に 1, 5 0 9 万 7, 0 0 0 円を計上するとともに、町有林を使用した木のプランター製作材料費に 2 0 0 万円を計上するなど、令和 8 年秋のフェア開催に向けて取組を進めてまいります。

6 項、住宅費、1 目、住宅管理費では、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業では、町内木造耐震化率の向上に向けた推進を図るために、耐震診断事業で耐震診断士派遣業務委託料に 1 0 戸分 5 2 万円を、また、耐震改修事業で木造住宅耐震改修補助金に本格改修 5 戸分、簡易改修 2 戸分、耐震シェルター 1 戸分の合計 8 9 7 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

次に、9 款、消防費でございます。

1 5 1 ページから 1 5 4 ページまでにわたります、4 目、防災費では、防災事業に 1, 8 4 1 万 5, 0 0 0 円を計上しております。京都府衛星通信系防災情報システムの老朽化に伴う機器更新に係る負担金として、京都府衛星通信系防災情報システム整備負担金に 1, 6 7 9 万円を計上しております。

また、自主防災組織育成事業に 1 8 6 万円を計上しております。線状降水帯等の事前予測が困難な突発的事象への対応をはじめ、異なる地理的条件の下での現場判断や団員数が減少する消防団との密接な連携などが行えるよう、区等が主体で避難所開設や運営等を担う体制整備として、新たに区等を補助対象組織に位置づけ、年間 2 万円の補助金を交付をいたします。

次に、1 5 3 ページからの 1 0 款、教育費でございます。

まず、1 項、教育総務費、2 目、事務局費では、1 5 6 ページの下段、探求的な学び京丹波グリーンスクール事業に 4 8 万 2, 0 0 0 円を計上しております。新しい時代に求められる主体的、対話的で深い学びを実現するために、探求的な学習として京丹波グリーンスクールを実践いたします。

1 5 7 ページの 3 目、育英費では、育英資金給付事業特別会計繰出金に 1, 0 0 0 万円を計上しております。育英基金の残高が減少する中、令和 6 年度に一般寄附金で積立てをいたしました振興基金を活用し、持続可能な取組を進めてまいります。

1 6 3 ページからの 3 項、中学校費、2 目、教育振興費では、1 6 8 ページの次世代を担う小中学生の夢と提案を実現するプロジェクト事業に 1 0 万円を計上しております。地域に根差した探求学習の進化を目指し、地域課題を検証・提案し、そういった提案の成果をまちづくりに生かす取組を進めてまいります。

167ページの4項、社会教育費、1目、社会教育総務費では、170ページ中ほどの京丹波町民大学運営事業に69万6,000円を計上しております。町の良さを再確認するとともに、町に対する誇りの醸成を図るため、京丹波町の「人」「物」「事」「歴史」を題材にした講演、講座の開催をいたします。令和7年度は町合併20周年記念事業の講座も含め全21講座を計画をしております。

次に、173ページの3目、図書館費では、京丹波町どこでも図書館管理運営事業として1,172万9,000円を計上しております。きめ細かな図書サービスの提供と読書環境の充実、移動図書館車による訪問の充実を図るとともに、図書館に足を運んでもらうための趣向を凝らした多彩なイベントの実施など、図書館サービスのさらなる充実を図り、町民が生涯にわたって行う学習活動を支援するものであります。

4目、文化財保護費では、社寺等文化資料保全補助事業に635万1,000円を計上しております。文化財修繕のための経費の一部を助成する社寺等文化資料保全補助金に290万1,000円を計上するとともに、渡邊家住宅の屋根ふき替えに係る経費は、令和8年度までの2か年にわたるものであり、クラウドファンディングで寄附いただいた400万円のうち、振興基金に345万円を積み立て、財源確保を図るものであります。

また、176ページの「地域の宝」（人材・文化財等）調査活用推進事業に177万2,000円を計上しております。文化財調査活用アドバイザーに係る経費のほか、山城を活用した現地ツアー等の実施や地域学芸員養成講座を実施するほか、文化財保存活用地域計画の策定及び国指定重要文化財「紙本墨書 方丈記」の世界記憶遺産登録に向けた調査・研究に係る経費を計上し、地域への誇りや郷土愛を醸成し、本町の文化振興と人材育成の推進を図ります。

177ページの5項、保健体育費、2目、体育施設費では、体育施設維持管理事業に868万7,000円を計上しております。わちグラウンド体育倉庫の解体撤去に係る費用及び撤去後のスペースに新たな倉庫設置工事に係る費用として、体育施設改修工事に178万8,000円を計上しております。

177ページから180ページにわたります、6項、1目、学校給食費の学校給食事業に9,961万7,000円を計上しております。オーガニック食材の活用促進に向け、米飯給食において、町内産の特別栽培米の確保、供給の取組など、「食の町・京丹波」ならではのより安心・安全な学校給食を推進していきます。

最後に、181ページの12款、公債費でございますが、16億2,450万9,000円を計上しております。内訳としましては、182ページの長期債償還元金に13億7,3

44万7,000円を、また、令和7年度は2億円の繰上償還元金を計上しております。あわせて、長期償還利子など利子合計で5,106万2,000円を計上しております。

また、予算資料として、編成概要及び事業ごとにまとめた資料も配付をさせていただいておりますので、参考としてご覧いただけたらと思います。

以上、議案第19号 一般会計当初予算の補足説明といたします。ご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第20号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

5ページからの事項別明細書、歳入をお願いいたします。

1款、国民健康保険税ですが、被保険者数を2,768人、世帯数を1,880世帯として算定しております。収納率は96.79%としております。全体としては2億3,102万9,000円で、前年度と比べ542万3,000円の減としております。この減少は、団塊の世代が後期高齢者への移行や社会保険の加入者数の増加等により、被保険者数が減少すると見込まれるものでございます。

3款、府支出金、1項、府補助金、1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金は、保険給付に要する費用を京都府から交付されるもので13億2,985万円を計上しております。

2節、特別交付金のうち、国民健康保険保険者努力支援交付金は、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援として864万9,000円を計上、前年度と比べ109万6,000円の減となっております。

次に、その下の特別調整交付金（市町村分）は、保健事業に係る経費、後発医薬品の利用促進に係る差額通知の発送経費、和知診療所及び和知歯科診療所に係るへき地直営診療所運営費などの交付金を中心に2,866万円を計上しております。

次の府繰入金（2号分）は、保健事業に係る経費、レセプト点検員に対する交付金など2,391万7,000円を計上。

特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分、452万8,000円を計上しております。

7ページ、5款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）4,688万9,000円は、保険税の7割、5割、2割といった低所得者軽減分を府4分の3、町4分の1の負担割合で一般会計から繰り入れるもので

ございます。

2 節、保険者支援分 2, 3 3 2 万 7, 0 0 0 円は、低所得者を多く抱える保険者を支援することを目的に、国 2 分の 1、府 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合で一般会計から繰り入れるものでございます。

3 節、未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児に係る均等割保険税の 5 割を軽減する制度で、5 割軽減分を公費負担として一般会計から 5 3 万 8, 0 0 0 円を、4 節、産前産後保険税繰入金は、産前産後の保険税を免除する制度で、免除に係る公費負担として一般会計から 4 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ国 2 分の 1、府 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合で繰り入れるものでございます。

5 節、職員給与費等繰入金は、主に会計年度任用職員の人件費と事務費の繰入りで 1, 3 6 6 万 6, 0 0 0 円を計上。

6 節、出産育児一時金等繰入金は 5 0 0 万円の 3 分の 2、3 3 3 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

7 節、財政安定化支援事業繰入金は、国民健康保険事業に係る交付税算入見合い分として 1, 5 0 0 万円を計上し、8 節、その他一般会計繰入金は、健康管理センター事業分 4 3 1 万 4, 0 0 0 円及び保健事業の人間ドックがん検診分 4 0 万円を計上しております。

次の 2 項、基金繰入金、1 目、国民健康保険財政調整基金繰入金は、本年度も財源不足の対応として、前年度と比べ 2, 6 4 6 万 2, 0 0 0 円多い 9, 8 2 8 万 6, 0 0 0 円を計上しております。先ほどの町長の提案理由説明のとおり、国民健康保険税の大幅な減少に対し、京都府納付金が増加した結果、多額の財源不足が生じており、令和 7 年度も財政調整基金を取り崩して対応することといたしました。新聞報道等でもございましたとおり、京都府納付金の大幅な引上げや国保被保険者の減少等により、多くの自治体で国保料の引上げが行われています。本町におきましては、平成 2 1 年度以降、税率を引き上げることなく、基金を活用しながら国保財政を運営してきましたが、今後ますます被保険者数の減少等が想定される中で、本町国保の安定した運営に向けて、今後様々な検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、1 1 ページからの歳出をお願いいたします。

1 款、総務費です。1 項、総務管理費、1 目、一般管理費では、運営事務費、レセプト点検の会計年度任用職員に係る人件費などを計上し、2 項、徴税費、1 目、賦課徴収費、3 項、1 目、運営協議会費とそれぞれ合わせて、総務費全体で 1, 4 6 9 万 9, 0 0 0 円を計上しております。前年度と比べ 1 2 8 万 8, 0 0 0 円の増で、システム改修負担金などが増加の

主な理由でございます。

13ページの2款、保険給付費、1項、療養諸費は11億5,228万8,000円で、1目、一般被保険者療養給付費では11億4,000万円を計上しております。

次に、2項、高額療養費は、高額な治療を見込み1億8,020万円としております。

4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金は、1件当たり50万円の10件分、計500万円を計上し、5項、葬祭諸費、1目、葬祭費は、1件当たり5万円の40件分、200万円を計上しております。

13ページから15ページにかけての6項、1目、精神・結核医療付加金は、精神障害医療及び結核医療の自己負担分を給付するもので180万円を計上しております。

同じく15ページ、7項、1目、傷病手当金は、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが1類から5類に移行したことに伴い、傷病手当金制度は終了いたしました。請求漏れに備え10万円を計上しております。

3款、国民健康保険事業費納付金は、都道府県が市町村に保険給付費等交付金として交付するための財源として、都道府県が市町村から徴収するものでございます。都道府県は、都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立て、所得水準や医療費水準を考慮して市町村ごとに配分するというものでございます。

令和7年度は、合計で4億1,331万3,000円で、前年度と比べ1,218万5,000円の増となりました。被保険者数は減少しておりますが、医療費の増加見込みなどによる増加となっております。

4款、1項、保健事業費、1目、疾病予防費では、疾病予防事業で医療費通知のほか、後発医薬品利用促進や服薬情報の委託料、人間ドック助成金など784万9,000円を計上。このうち、人間ドック助成金518万1,000円は、170件分を見込んでおります。一般会計繰入金の20万円は、ウオーキングアプリを利用したウェルネス京丹波（ポイント事業）への繰出し分として計上をいたしております。

次の健康増進事業と健康づくり推進事業は、一般会計で実施しておりますがん検診や生活習慣病予防など、保健指導に係る国保被保険者分の費用を国保の保健事業に位置づけ、その費用の一部を負担するもので、一般会計への繰出金として205万8,000円、64万2,000円をそれぞれ計上をいたしております。

15ページ下段から17ページにかけての2項、1目、特定健康診査等事業費は、18ページの上段、特定健康診査等事業は、集団健診の方法で実施する40歳から74歳までの被保険者の特定健診等に係る費用として、一般会計繰出金1,257万2,000円を計上い

たしております。

前後いたしますが、その上の特定健診委託料 2 1 8 万 2, 0 0 0 円は、例年実施をしております 5 0 0 円の自己負担金で受けられる個別健診に係るものと、今回新たに特定健診未受診者のうち、生活習慣病受診者で、定期的に決まった医療機関に通院されている方を対象に、その医療機関で血液検査や尿検査を実施している場合、その結果に不足する検査を追加した上で該当の診療情報の提供を受けて特定健康診査の結果とみなす、みなし健診に係る委託料でございます。

3 項、健康管理センター事業費 4 9 9 万 1, 0 0 0 円は、施設管理、保健指導、健康増進指導の費用を計上いたしております。

7 款、諸支出金、1 9 ページの 3 項、繰出金、1 目、直営診療施設繰出金は、病院事業会計に対し、特別調整交付金分として 2, 7 5 7 万 5, 0 0 0 円を繰り出すこととしています。

以上、議案第 2 0 号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 2 1 号 令和 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、主に高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、保険料を徴収し、京都府後期高齢者医療広域連合に納付すること及び保険料の低所得者軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から受入れ、広域連合に納付するというものでございます。

保険料や基盤安定負担金については、広域連合の規定に基づき予算を編成しております。

5 ページからの事項別明細書、歳入をお願いいたします。

1 款、保険料でございます。保険料は、広域連合の保険料算定に基づき、前年度と比べ 9 9 9 万 3, 0 0 0 円増の 2 億 2, 1 9 2 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

保険料率は、広域連合議会で 2 年ごとに決定されており、令和 7 年度は保険料率の改定はございません。

1 節の現年度分特別徴収保険料と 2 節の普通徴収保険料は、令和 6 年度の調定額により案分し、特別徴収を保険料試算額の約 7 6 % として 1 億 6, 8 5 8 万 5, 0 0 0 円、普通徴収を約 2 4 % として 5, 3 2 3 万 7, 0 0 0 円を計上しております。人数にいたしますと令和 7 年 1 月末現在では特別徴収が 2, 8 9 3 人、普通徴収が 4 0 2 人となっております。

3 款、繰入金、1 項、1 目、一般会計繰入金、1 節、事務費繰入金は 4 6 4 万 7, 0 0 0 円。

2 節、保険基盤安定繰入金は 8, 7 8 7 万 7, 0 0 0 円で、保険料の 7 割、5 割、2 割といった低所得者軽減分を公費で補うため、府 4 分の 3、町 4 分の 1 の負担割合で一般会計か

ら繰り入れるものでございます。

3 節、保健事業費繰入金 3 0 9 万 6 , 0 0 0 円は、人間ドック助成、個別健診等の財源として、町独自の上乗せ分を計上いたしております。

次に、4 款、繰越金 4 0 0 万円は、出納整理期間中に収納する保険料分を見込んでおります。

5 款、諸収入のうち、7 ページからの 3 項、1 目、雑入は、京都府後期高齢者医療広域連合助成金として、人間ドックや健康診査等の助成金 9 1 万 9 , 0 0 0 円などを計上いたしております。

次に、9 ページからの歳出の主なものを申し上げます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、7 5 歳到達時や一斉更新に係る資格確認書の郵送料など 2 6 4 万 9 , 0 0 0 円を計上しております。

次の 2 項、1 目、徴収費、1 5 9 万 8 , 0 0 0 円は、保険料決定通知書等の印刷費や郵送料、システム改修に係る負担金などを計上いたしております。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険料の低所得者軽減分の負担金を広域連合に納付するもので、保険料等負担金は 2 億 2 , 5 9 2 万 3 , 0 0 0 円、また、保険料の低減所得者軽減に係る基盤安定負担金は 8 , 7 8 7 万 8 , 0 0 0 円を計上いたしております。

3 款、1 項、保健事業費、1 目、疾病予防費は、健康診査等事業で 5 0 0 円の自己負担金で受けられる個別健診の委託料に 1 0 人分、8 万 7 , 0 0 0 円、人間ドック助成金、7 割助成ですが、受診者が増加する傾向にあり、1 2 5 人分の 3 8 2 万 2 , 0 0 0 円を計上いたしております。

以上、議案第 2 1 号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 議案第 2 2 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定とサービス事業勘定分につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 2 1 億 2 7 2 万 2 , 0 0 0 円と定めるものでございます。前年度と比較をいたしますと 3 , 9 3 1 万 8 , 0 0 0 円、約 1 . 9 % の増となっております。

令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 9 期介護保険事業計画の 2 年目に当たります。今期計画のサービス見込量を基本としつつ、サービス利用状況などを加味して予算

計上させていただくものでございます。

初めに、3ページの第2表をお願いいたします。

債務負担行為につきましては、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務といたしまして、令和8年度の事業費として376万2,000円を計上しております。次期計画の策定に当たりまして、効果的、効率的に計画策定事務が進められるよう専門的な知識を有する事業者策定支援を委託することとしております。令和7年度からの2か年で取組を進めることとし、次年度に委託予定の事業費を計上しております。

なお、委託業務全体の予定事業費は710万6,000円でございます。

次に、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、1目、第1号被保険者保険料は、第1号被保険者を5,538人と見込み、3億4,127万3,000円、前年度と比較して421万5,000円の減。その内訳では、現年度分特別徴収保険料が3億2,256万円、現年度分普通徴収保険料が1,851万3,000円となっております。収納率は、現年度分全体で99.3%を見込んでおります。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金、1目の介護給付費負担金は、現年度分として3億5,795万4,000円。保険給付費のうち施設等給付費の15%、その他の給付費の20%で算出をしております。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、保険給付費分と地域支援事業分合わせて1億6,797万8,000円とし、交付率は8.2%で計上をしております。

2目の地域支援事業交付金は、全体で1,560万3,000円、一般介護予防事業分、介護予防・生活支援サービス事業分の20%と、包括的支援事業・任意事業分の38.5%で算出をしております。

7ページをお願いいたします。

3目の保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止に向けた保険者の取組を推進するための交付金であり、199万7,000円を計上しております。

4目の介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防や健康づくり等の取組を推進するための交付金であり、383万3,000円を計上しております。

4款の支払基金交付金につきましては、1目、介護給付費交付金として5億4,593万5,000円。2目、地域支援事業支援交付金では716万9,000円を計上しております。いずれも交付率を27%で算出をしております。

5 款の府支出金、1 項、府負担金、1 目、介護給付費府負担金の 2 億 9, 9 1 9 万円は、施設等給付費の 1 7. 5 %、その他の給付費の 1 2. 5 %で計上しております。

2 項、府補助金、1 目、地域支援事業交付金 8 4 6 万 4, 0 0 0 円は、一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業等の 1 2. 5 %、包括的支援事業・任意事業の 1 9. 2 5 %で計上しております。

次に、9 ページの 7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金につきましては、1 目の介護給付費繰入金として 2 億 5, 2 7 4 万 8, 0 0 0 円、2 目の地域支援事業繰入金では 8 5 8 万 7, 0 0 0 円を計上しております。いずれも基準に基づき繰入れを行うものでございます。

3 目、低所得者保険料軽減繰入金は、公費による保険料の軽減措置分として 2, 1 2 2 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

2 項、基金繰入金では、保険給付費の伸び等に伴う財源不足について基金を活用することとし、4, 7 8 5 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、1 3 ページの歳出をお願いいたします。

1 款、総務費では、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費で 1 9 6 万 4, 0 0 0 円。2 項、徴収費、1 目、賦課徴収費に 1 4 9 万 8, 0 0 0 円。3 項、介護認定審査会費では、認定調査員の会計年度任用職員人件費を含み 1, 4 9 8 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

また、1 5 ページにわたりますが、4 項、計画策定委員会費では、主に第 1 0 期介護保険事業計画等の策定に向けた業務委託料を主なものとし、3 8 3 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

1 5 ページの 2 款、保険給付費でございます。

1 項の介護サービス等諸費の主なものといたしまして、1 目の居宅介護サービス給付費では、訪問介護や通所介護等に係る給付費として 6 億 6 7 9 万 5, 0 0 0 円を見込んでおります。

2 目の地域密着型介護サービス給付費では、全体で 3 億 2, 8 3 0 万 4, 0 0 0 円を計上しております。定員 2 9 人以下の小規模な特別養護老人ホームやグループホーム等の利用に係るものでございます。

3 目の施設介護サービス給付費は 8 億 4, 4 3 8 万 6, 0 0 0 円で、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの入所に係る費用を見込んでおります。

2 項の介護予防サービス等諸費では、要支援認定者のサービス利用に係る経費として、全体で 1, 4 1 2 万円を計上しております。

次に、１７ページ中ほどの５項、特定入所者介護サービス等費では、低所得の施設入所者に対する食費、居住費の負担限度額を超えた部分について補足給付を行うもので、７，４０９万３，０００円を計上しております。

以上、保険給付費の総額は、２０億２，１９８万５，０００円を計上し、前年度に比べ約１．８％、３，５６２万２，０００円の増としております。

続きまして、１７ページ最下段の３款、地域支援事業費でございます。

１９ページにわたりまして、１項、一般介護予防事業費につきましては、介護予防事業の活動支援や普及に係る経費として、全体で４８３万３，０００円を計上しております。

２項の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、現行相当サービスなど総合事業に係る経費として、全体で２，２１２万７，０００円を計上しております。

２１ページの４項、包括的支援事業・任意事業費につきましては、１目の包括的支援事業費として、全体で１，８７３万８，０００円を計上しております。主に、生活支援コーディネーター設置事業委託料や認知症施策に係る経費を計上しております。

下段の２目、任意事業費は、全体で９６５万７，０００円を計上しております。紙おむつ等の購入に係る家族介護用品支給事業などが主な内容でございます。

次に、２３ページ、５款、基金積立金では、基金利子分の９万４，０００円を計上し、介護保険給付費準備基金に積み立てることとしております。歳入でご説明申し上げました基金繰入れの４，７８５万２，０００円を差し引き、令和７年度末の基金残高につきましては、本当初予算ベースで２億１，４４３万９，０００円と見込んでおります。

以上、事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を３４５万円と定めるものでございます。前年度と比べまして約５％、１８万円の減となっております。

それでは、事項別明細書５ページをお願いいたします。

歳入では、１款、サービス収入、１目、居宅支援サービス計画費収入が主な収入でございます。委託分も含めまして地域包括支援センターが作成する介護予防サービスのケアプラン作成に係る収入として３４４万９，０００円を計上しております。

次に、７ページをお願いいたします。

歳出では、２款、事業費、１目、居宅介護支援事業費が３３９万４，０００円で、要支援者の介護予防の計画作成に係る事業所への委託料１９９万９，０００円などを計上しております。

また、居宅支援サービス計画費収入から計画作成等に必要となる金額を差し引いた１０２万４，０００円を一般会計繰出金として計上しております。

以上、事業勘定及びサービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算は、前年度より４３万６，０００円減の１億６，１７０万７，０００円と定めるものです。

それでは、事項別明細書５ページ、６ページをご覧ください。

歳入では、１款、サービス収入は、前年度より２６３万円増の８，０４４万円を計上しております。

１項、介護給付費収入、１目、居宅介護サービス費収入は、短期入所に係る収入で、利用者は延べ９１２人と見込み、１，０３９万円を計上しております。

２目、施設介護サービス費収入は、長期入所に係る収入で、利用者は個室で延べ３６５人、多床室延べ４，０９０人と見込み、５，２２４万円を計上しております。

２項、介護予防給付費収入、１目、介護予防サービス費収入は、要支援の方の短期入所に係る収入で、年間２４人、２３万円を見込んでおります。

３項、自己負担金収入は、室料、食費等それぞれのサービスに係る収入として１，７５８万円を計上しております。

３款、繰入金、一般会計繰入金は、収支の均衡を図るため、前年度より３１０万８，０００円減の７，９７１万５，０００円を計上しております。

続きまして、９ページ、１０ページ、歳出でございます。

１款、総務費、一般管理事業では、老健施設長と和知診療所長を兼務する医師の給料費を折半する医師給与分担金１，１３４万６，０００円を計上しております。また、令和７年４月からの宿日直業務の廃止に伴う電子錠等設置工事やエレベーター改修工事など施設整備等改修工事に３８５万１，０００円など、施設管理等に必要な経費２，８２５万３，０００円を計上しております。人件費では職員７名分、６，０３６万９，０００円、フルタイムの会計年度任用職員は８名分、４，４９２万１，０００円、１１、１２ページに移っていただきまして、パートタイムの会計年度任用職員は４名分、５６５万６，０００円をそれぞれ計上しております。

2 款、介護サービス事業費、1 目、施設介護サービス事業費は、施設利用者にサービスを提供するための経費で2, 220万8, 000円を計上し、前年度より13万3, 000円の増となっております。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第23号 令和7年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページまでをご覧ください。

歳入でございますが、土地開発基金利子としまして1万1, 000円を計上しております。

次に、7ページから8ページまでをご覧ください。

歳出でございますが、土地基金費の土地開発基金繰出金に歳入と同額の1万1, 000円を計上しております。定額の資金を運用するための基金であり、支出科目は繰出金からの支出となります。

以上、議案第23号の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 議案第24号 令和7年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして、補足説明させていただきます。

まず、歳入についてでございます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

主な歳入につきましては、繰入金といたしまして、一般会計から1, 000万円を、育英基金から87万9, 000円をそれぞれ繰り入れることとしております。

次に、事項別明細書8ページをご覧ください。

歳出についてでございますが、育英給付金としまして678万円を計上しております。この給付金につきましては、令和6年度の実績を基に、おおむね5人増といたしまして、大学生20人、専門学校生8人、高等専門学校生2人、高校生17人、合計47人分を見込むものであります。

なお、本年度も、高校入学生及び同一世帯2人目以降の給付について全額支給することとしております。

また、事業を安定的かつ継続的に実施するため、育英基金への繰出金に４０９万５，０００円を計上し、基金の増強を図ります。

以上、議案第２４号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第２５号 令和７年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

令和７年度の歳入歳出予算の総額は、１億７，３６８万１，０００円で、前年度と比較し２４万７，０００円の減額となっています。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

５、６ページをご覧ください。

まず、歳入について説明いたします。

１款、１項、事業収入、１目、運行事業収入では、１節、一般の乗車に係る運賃収入３７１万１，０００円、２節、小中学生の通学に係る受託収入１，００２万４，０００円を計上しています。

３款、１項、繰入金、１目、他会計繰入金、１節、一般会計繰入金は、１億２，３２２万８，０００円を見込んでおります。

５款、諸収入、１項、１目、雑入、１節、雑入の器材賃貸借料１，０００円は、桧山バス停トイレ清掃に係るシルバー人材センターに対する用具貸出料で、町営バスフィーダー補助金６３８万７，０００円につきましては、幹線につなぐ路線に対する運行補助金として、国庫補助金を一旦、法定協議会である京丹波町地域公共交通会議で収受した後、本町へ納付するものです。

６款、１項、町債、１目、バス事業債、１節、過疎対策事業債は、４５人乗り中型バス１台の購入費の財源として、バス購入事業債２，８００万円を借り入れる予定としております。

７款、府支出金、１項、府補助金、１目、総務費府補助金では、全路線を対象とする運行補助として、京都府交通確保対策費補助金２３２万８，０００円を見込んでいます。

次に、７、８ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

１款、１項、事業費、１目、運行事業費の運行一般事業では、１３路線、バス１９台に係る運行管理経費を計上しています。主なものといたしまして、１０節、需用費では、タイヤなどの消耗品、燃料費、バス事務所に係る光熱水費、車検費用及び修繕料など３，６１８万

4, 000円を計上しております。

17節、備品購入費では、丹波バス事業所に配置予定としています45人乗り中型バス1台の購入費用2,800万円を含む2,810万円を計上しています。

会計年度任用職員人件費、フルタイム、パートタイムにつきましては、フルタイム職員15人、パートタイム職員6人の合計21人の給料・報酬・保険料等を計上しています。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 議案第26号 令和7年度京丹波町須知財産区特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

令和7年度京丹波町須知財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ120万円とさせていただきますもので、前年度と同額となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページをご覧ください。歳入でございます。

主なものといたしまして、1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、須知地区では、財産貸付収入に39万4,000円を計上しております。須知区内管理地の駐車場貸付として13万円を、また、蒲生区内の鉄塔携帯電話基地敷地料として26万4,000円を計上しております。

2款、寄附金では、須知区で管理運営寄附金として34万4,000円を計上しております。

3款、繰入金では、基金繰入金として33万9,000円を計上しております。竹野地区の事業分として繰入れを行うものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

歳出でございます。

1項、須知地区では、1目、一般管理費として、管理会の運営に要する経費など48万円を計上するとともに、2目、財産管理費では、管理等に要する経費として31万円を計上しております。

同じく、2項、竹野地区では、1目、一般管理費として、管理会の運営に要する経費として16万1,000円を計上するとともに、2目、財産管理費では、管理等に要する経費として20万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 令和7年度京丹波町高原財産区特別会計予算につきまして、

補足説明を申し上げます。

令和7年度京丹波町高原財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ25万5,000円とさせていただくもので、前年度より3,000円の減額となります。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものといたしまして、2款、寄附金では、21万9,000円を計上しております。
高原地区5区からの寄附を見込んでおります。

3款、繰越金では、3万3,000円を計上しており、前年度3,000円の減額となります。

次に、7ページをご覧ください。

歳出でございます。

管理会の運営に係る経費及び基金への積立てなど一般管理費で20万5,000円。財産管理経費として4万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号 京丹波町高原財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（豊嶋浩史君） 議案第28号から議案第31号までの桧山、梅田、三ノ宮及び質美の各財産区特別会計につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第28号 令和7年度京丹波町桧山財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,335万1,000円と定めるものです。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書5ページ及び6ページをご覧ください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入は、ゴルフ場用地として1,044万6,000円、携帯電話の無線基地用地として15万円などを計上しております。

2款、繰越金は、前年度繰越金に243万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書7ページ、8ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、管理会委員報酬に40万円など必要な事務経費について98万8,000円を計上しております。

2目、財産管理費は、直営林保育作業委託料に138万3,000円ほか、工事請負費に

井脇地内の高ノ尾林道災害復旧工事費に１４５万１，０００円など、財産管理に必要な経費３６３万３，０００円を計上しております。

３目、諸費は、桧山地域振興会補助金に１７０万円、各区を対象とした山林高度利用補助金に４３３万円、区等の地域振興事業等に補助を行う桧山地域振興対策補助金に２００万円など８５３万円を計上しております。

次に、議案第２９号 令和７年度京丹波町梅田財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ７３４万円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書５ページ及び６ページをご覧ください。

１款、財産収入、１項、財産運用収入、１目、財産貸付収入、１節、土地貸付収入は、無線中継塔用地や管内８区への貸付料として５５６万８，０００円を計上しています。

２款、繰入金は、歳入歳出の均衡を図るため、財政管理調整基金繰入金に１４８万８，０００円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書７ページ及び８ページをご覧ください。

１款、総務費、１項、総務管理費、１目、一般管理費は、管理会委員報酬に５４万円など必要な事務経費について１０３万７，０００円を計上しております。

２目、財産管理費は、無線中継塔などの用地貸付に係る該当区への土地貸付補償費に３１９万６，０００円など必要な経費に３７５万３，０００円を計上しています。

３目、諸費は、梅田地域振興会補助金に１３０万円、地元区等の地域振興事業に補助を行う梅田地域振興対策事業補助金に１００万円の計２３０万円を計上しております。

続きまして、議案第３０号 令和７年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ２０２万７，０００円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書５ページ及び６ページをご覧ください。

１款、財産収入、１項、財産運用収入、１目、財産貸付収入、１節、土地貸付収入は、管内８区への貸付料として４３万１，０００円を計上しております。

２款、繰入金は、歳入歳出の均衡を図るため、財政管理調整基金繰入金に１００万円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書７ページ、８ページをご覧ください。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、財産区管理会委員報酬 6 4 万 8, 0 0 0 円など必要な事務経費について 1 0 5 万 3, 0 0 0 円を計上しています。

2 目、財産管理費は、財産管理に必要な経費として 2 2 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

3 目、諸費は、三ノ宮地域振興会補助金に 5 0 万円、地区遺族会補助金に 1 0 万円、地区福寿会補助金に 1 0 万円の計 7 0 万円を計上しております。

最後に、議案第 3 1 号 令和 7 年度京丹波町質美財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 3 2 0 万円と定めるものです。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書 5 ページ及び 6 ページをご覧ください。

1 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入、1 節、土地貸付収入は、管内 7 区への貸付料として 1 1 3 万 1, 0 0 0 円、法人への貸付料として 1 0 0 万円を計上しております。

2 款、繰越金は、前年度繰越金に 9 1 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書 7 ページ、8 ページをご覧ください。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、財産区管理会委員報酬に 7 7 万 4, 0 0 0 円など必要な事務経費について 1 5 2 万円を計上しております。

2 目、財産管理費は、直営林の適正な管理を行う直営林保育作業委託料に 8 0 万円や林道維持管理事業等補助金に 2 5 万円など、必要な経費について 1 1 4 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

3 目、諸費は、質美地域振興会補助金に 3 0 万円など計 5 0 万円を計上しております。

以上、桧山、梅田、三ノ宮及び質美の各財産区特別会計の補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 議案第 3 2 号 令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

別冊の令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計予算書をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、初めに、第 2 条では、それぞれの施設における年間患者数等の業務予定量をお示ししております。

次のページ、第 3 条の収益的収入及び支出と第 4 条の資本的収入及び支出につきましては、

町長の提案理由説明のとおりでございます。

次のページ、第5条では、企業債に関する内容を定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と交際費を予算明細書に基づきそれぞれ計上しております。

次のページ、第8条では、他会計からの補助金として、京丹波町国民健康保険事業特別会計からの国保特別調整交付金について、和知診療所では1,143万7,000円、和知歯科診療所では1,613万8,000円をそれぞれ計上しております。

次に、予算明細書により主なものについてご説明申し上げます。

19ページ、20ページ、収益的収入をご覧ください。

1款、京丹波町病院事業収益では8億9,495万6,000円を計上し、前年度より4,369万5,000円の増となっております。

1項、医業収益は6億6,250万円を計上し、1目、入院収益では、総務省指針の平均病床稼働率70%を基準に、入院患者見込数1日平均33名とし、3億4,153万8,000円を見込んでおります。病床47床のうち、地域包括ケア病床は18床で、回復期や慢性期の患者様の受入れ強化を図り、地域の実情に沿った医療提供を推進するとともに、病床稼働率の向上を目指します。

2目、外来収益では、訪問事業などを合わせまして、前年度の診療単価や一般外来、発熱外来の患者数等の実績の推移から2億3,293万1,000円を見込んでおります。

3目、その他医業収益は、各種健診、予防接種等の公衆衛生活動収益や救急告示分の一般会計繰入金など8,803万1,000円を見込むものでございます。

2項、医業外収益は、2億3,245万6,000円を計上し、3目、負担金及び交付金では、前年度より2,569万1,000円増の2億1,901万8,000円を見込んでおります。人件費や委託料、減価償却費の増加などが主な要因でございます。

次に、2款、和知診療所事業収益では1億2,752万5,000円を計上し、前年度より885万1,000円の減となっております。

1項、医業収益は、前年度の診療単価や外来患者数等の実績の推移から5,180万7,000円を見込み、前年比739万8,000円の減となっております。

21ページ、22ページをご覧ください。

2項、医業外収益は、7,571万8,000円を計上し、1目、他会計補助金、国保特別調整交付金では、前年度と同額の896万2,000円を見込んでおります。

2目、負担金及び交付金は、前年度より150万円減の6,222万9,000円を見込

んでおります。

次に、3款、和知歯科診療所事業収益では8,218万9,000円を計上し、前年度より386万7,000円の増となっております。

1項、医業収益は、前年度の診療単価や外来患者数の実績の推移から5,274万6,000円を見込み、前年比100万5,000円の減となっております。

2項、医業外収益は、2,944万3,000円を計上し、1目、他会計補助金では、国保特別調整交付金920万8,000円を見込み、前年度より25万3,000円の増となっております。

2目、負担金及び交付金の一般会計繰入金は、前年度より450万円増の1,650万円を見込んでおります。人件費の増加が主な要因でございます。

次に、23ページから26ページ、収益的支出をご覧ください。

1款、京丹波町病院事業費用は、事業収益と同じく8億9,495万6,000円を計上し、そのうち、1項、医業費用は8億7,408万4,000円を見込んでおります。

1目、給与費では、正規職員45名、会計年度任用職員フルタイム2名、パートタイム39名の合計86名分、5億7,547万9,000円を計上し、前年度より2,329万1,000円の増となっております。昇給や人事院勧告による給与改定などが大きな要因でございます。

2目、材料費は、5,805万6,000円を計上し、前年度より35万3,000円の増。

3目、経費は、1億6,930万2,000円を見込み、前年度より843万4,000円の増となっております。給食、院内清掃、医事業務の委託料の増加が主な要因でございます。

25ページに移りまして、4目、減価償却費は7,048万7,000円を見込み、前年度より1,528万9,000円の増となっています。令和6年度整備の電子カルテの更新によるものでございます。

そのほか、2項、医業外費用は2,037万2,000円、予備費は50万円を計上しております。

続きまして、27ページから30ページをご覧ください。

2款、和知診療所事業費用は、事業収益と同じく1億2,752万5,000円を計上し、そのうち、1項、医業費用は1億2,620万4,000円を見込んでおります。

1目、給与費では、正規職員6名、会計年度任用職員パートタイム8名、合計14名分、

8, 173万1, 000円を計上し、前年度より1, 115万円の減を見込んでおります。

2目、材料費は、735万5, 000円を見込み、前年度より12万円の減。

3目、経費は、2, 923万6, 000円を見込み、前年度より199万3, 000円の増となっております。清掃業務、医事業務の委託料の増加が主な要因でございます。

そのほか、29ページの2項、医業外費用は122万1, 000円、予備費は10万円を計上しております。

続きまして、31ページから34ページをご覧ください。

3款、和知歯科診療所事業費用は、事業収益と同じく8, 218万9, 000円を計上し、そのうち、1項、医業費用は8, 146万6, 000円を見込んでおります。

1目、給与費では、正規職員5名、会計年度任用職員パートタイム4名の計9名分、6, 028万9, 000円を計上し、前年度より452万9, 000円の増を見込んでおります。昇給や人事院勧告による給与改定等が大きな要因でございます。

2目、材料費、3目、経費等につきましては、前年度の実績等に基づき予算を見込んでいるほか、33ページの2款、医業外費用は62万3, 000円、予備費は10万円を計上しております。

次に、35ページ、36ページの資本的収入をご覧ください。

1款、京丹波町病院資本的収入は、2億513万円を計上し、前年度より5, 381万5, 000円の増となっております。

1項、企業債は、1億6, 500万円を計上しております。空調設備更新費用の財源を借り入れることとしておりまして、過疎債と病院事業債それぞれ8, 250万円を予定しております。

2項、他会計出資金では、企業債元金償還金の財源とする一般会計からの繰入金3, 672万円を計上しております。

3項、補助金では、電子カルテシステムの機能追加に係る財源として341万円を計上しております。

2款、和知診療所資本的収入は、456万2, 000円を計上し、前年度より351万7, 000円の増となっております。

1項、他会計出資金では、企業債元金償還金の財源とする一般会計からの繰入金208万7, 000円を計上しております。

2項、補助金では、情報ネットワークの構築を行う財源として、国保特別調整交付金247万5, 000円を計上しています。

3 款、和知歯科診療所資本的収入は、6 9 3 万円を計上し、前年度より 4 0 7 万円の増となっております。

1 項、補助金では、電子カルテシステムとパノラマレントゲン撮影装置を更新する財源として、国保特別調整交付金 6 9 3 万円を計上しています。

次に、3 7 ページ、3 8 ページ、資本的支出でございます。

1 款、京丹波町病院資本的支出は、前年度より 4, 5 9 2 万 2, 0 0 0 円増の 2 億 4, 9 4 5 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

1 項、企業債償還金では、企業債の元金償還金として 5, 5 9 7 万 9, 0 0 0 円を計上しています。

2 項、建設改良費は 1 億 9, 2 4 8 万円を計上し、主なものは空調設備の更新等に 1 億 6, 5 0 0 万円、電子カルテシステムの機能追加に 6 8 2 万円、分包機の更新に 4 6 2 万円、ナースコールの更新に 7 0 6 万 7, 0 0 0 円などとなっております。

2 款、和知診療所資本的支出は、前年度より 3 9 3 万 9, 0 0 0 円増の 8 8 3 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

1 項、企業債償還金では、企業債の元金償還金として 2 7 8 万 4, 0 0 0 円を計上しています。

2 項、建設改良費には 5 9 5 万円を計上し、そのうち情報ネットワークの構築に 4 9 5 万円を見込んでいます。

3 款、和知歯科診療所資本的支出は、前年度より 4 1 3 万 4, 0 0 0 円増の 1, 1 5 9 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

1 項、建設改良費では、電子カルテシステムの更新に 6 3 2 万 5, 0 0 0 円、パノラマレントゲン撮影装置の更新に 4 1 6 万 7, 0 0 0 円などを見込んでおります。

以上、国保京丹波町病院事業会計の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） それでは、議案第 3 3 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

別冊の令和 7 年度京丹波町水道事業会計予算書をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、まず初めに、第 2 条の業務の予定量でございますが、給水戸数につきましては 6, 7 2 6 件、年間総配水量は 2 7 7 万 2, 0 8 4 立方メートル、1 日平均配水量は 7, 5 9 5 立方メートルを見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出と、次のページの第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、町長の提案理由説明のとおりでございます。

次に、第5条は、新たに発行する水道事業債の限度額を3億3,310万円とすること。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円とすること。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条は、他会計からの補助金として一般会計からの繰入金の額をそれぞれ定めており、そして、第10条は、棚卸資産の購入限度額を定めたところでございます。

次に、第3条予算、収益的収入及び支出、いわゆる収益勘定、また、4条予算、資本的収入及び支出、いわゆる資本勘定につきまして、予算明細書により主なものについてご説明させていただきます。

まず、収益勘定の収益的支出の説明から行います。

18ページ、19ページをご覧ください。

収益的支出の主な内容でございますが、1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費では、取水浄水施設の維持管理業務に係る委託料のほか、施設の補修工事、維持管理に係る経常経費など、合計2億31万2,000円を見込んでおります。

次に、2目、配水及び給水費でございます。漏水に係る補修資材や交換用のメーターの費用として材料費に1,051万6,000円を計上し、委託料では漏水調査業務に関しまして、通常の音聴調査に加え、令和6年度に実施いたしました人工衛星を用いた漏水調査に係る現地での詳細調査を令和6年度、令和7年度の2か年で実施しており、その経費を含め708万円、水道メーターの検針業務に1,220万円、また、水管橋の点検業務に880万円とA Iによる管路劣化診断業務に858万円を計上しております。工事請負費では、8年を経過する水道メーターの交換と漏水対応等維持補修に6,213万円などを見込み、2目、配水及び給水費合計で1億1,518万9,000円を見込んでおります。

次に、4目、総係費でございますが、職員4名及び会計年度任用職員2名の人件費のほか、事務に必要な経常経費などがございます。光熱水費では、本年度の実績を参考に1年間の電気料金として8,000万円を見込んでおります。

次に、20ページ、21ページに移りまして、委託料では、水道メーター検針に使用するハンディターミナル機器及びプログラムの改編作業の委託、また、高圧受電設備の保守点検や公営企業会計システムの保守点検等委託料合計で1,901万8,000円を計上しております。

また、負担金では、畑川ダム管理等負担金として1,350万6,000円を計上しております。畑川ダムに係る経費につきましては、協定書に基づき、京都府と本町で負担することになっており、本町は18.5%の負担割合となっているもので、当該経費につきましては、そのうち維持管理分ということになってございます。

5目、減価償却費は、有形固定資産分として4億3,416万3,000円を計上し、無形固定資産分として2,475万7,000円を見込んでおります。この無形固定資産分につきましては、畑川ダムの施設利用権が対象となっております。

次に、2項、営業外費用では1億434万円を計上し、そのうち9,484万円は企業債の利息となっております。

次に、16ページ、17ページにお戻りください。

収益的収入の主な内容でございます。

1款、水道事業収益、1項、営業収益では、水道料金や閉・開栓手数料などの収入で5億3,803万円を見込み、2項、営業外収益では、一般会計からの繰入金など5億3,650万2,000円を見込んでおり、収益的収入総額で10億7,453万2,000円を計上しております。

次に、資本勘定についてでございます。

資本勘定につきましても、先に支出のほうから説明をさせていただきますので、24ページ、25ページをご覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費では、建設改良に係る職員4名の人件費を計上しているほか、委託料では、実勢みのりが丘地内の管路更新に係る管網解析及び測量設計業務、丹波西部配水池系統管路の用地測量及び登記業務、本庄地内の管路布設に係る測量等業務、和知北部広瀬浄水場への自家発電装置設置に係る設計業務等の経費として2,535万円を計上しております。

工事請負費では、中央監視システムの更新工事を含む生活基盤施設耐震化に係る管路更新工事など、合わせて1億7,645万2,000円を見込んでおります。

次に、2目の施設改良費でございますが、府道や町道の改良工事に伴う水道管移設工事や、施設設備の更新工事に係る経費として1億5,692万3,000円を見込んでおります。

次に、3目、固定資産取得費では、丹波西部配水池系統管理更新に伴うもの及び橋爪地内の既存管路埋設箇所における土地整理に伴う用地取得として100万円、畑川ダムメンテナンス事業負担金として2,442万円を計上しております。こちらの畑川ダム負担金も、京都府が実施する設備整備費に対する本町の協定負担割合18.5%の額となっております。

令和7年度の整備内容としましては、テレメーター放流設備の改良工事と流入予測装置の改良に係る設計業務を実施する計画と聞いております。

次に、2項、企業債償還金では、企業債の元金償還金として5億8,183万9,000円を計上しております。

次に、22ページ、23ページに戻っていただきまして、資本的収入をご覧ください。

1款、資本的収入、1項、企業債に3億3,310万円を計上しております。中央監視システムの更新や老朽管路の更新の財源とするものでございます。

3項、補助金に1億3,596万1,000円を計上しております。そのうち、1目、府補助金1,980万円は、中央監視システムの更新工事を含む生活基盤施設耐震化に関する管路更新工事などに関する補助金となっております。

2目、他会計補助金は、畑川ダムメンテナンス事業負担金対策補助金2,310万円を含め、一般会計から1億1,616万1,000円の繰入金を見込んでおります。

4項、負担金1,816万5,000円及び5項、出資金1億8,512万円は、いずれも一般会計からの繰入金でございます。

6項、基金取崩収入は、資本勘定の人件費や維持補修工事等の財源として9,238万7,000円。

7項、その他資本的収入は、府道の道路改良に伴う水道管移設工事の補償費の見込みとして1,162万円を計上しております。

以上が、水道事業会計でございます。

続きまして、議案第34号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

こちらでも、別冊の令和7年度京丹波町下水道事業会計予算書をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、まず初めに、第2条の業務の予定量でございますが、排水件数につきましては4,922件、年間有収水量は100万4,969立方メートル、1日平均排水量は2,753立方メートルを見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出と、次のページにかけて記載のある第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、町長からありました提案理由説明のとおりでございます。

次に、第5条では、新たに発行する下水道事業債の限度額を1億2,490万円とし、資本費平準化債の限度額を2億2,930万円とすること。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円とすること。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条は、他会計からの補助金として一般会計からの繰入金の額2億8,704万4,000円をそれぞれ定めております。

次に、3条予算、収益勘定、また、4条予算、資本勘定の主なものについて、予算明細書よりご説明申し上げます。

まず、収益勘定ですが、こちらにも先に支出のほうから説明させていただきます。

18ページ、19ページをご覧ください。

収益的支出の主な内容ですが、1款、下水道事業費用、1項、営業費用、1目、管渠費では、下水道台帳電子化業務に係る委託料のほか、施設修繕費や下水道管路の路面復旧費として総額3,132万8,000円を見込んでおります。

次に、2目、ポンプ場費ですが、委託料でマンホールポンプの維持管理委託費に936万1,000円、修繕費に906万8,000円を計上するなど、ポンプ場費総額で1,862万9,000円を見込んでおります。

次に、3目、処理場費では、各浄化センターや下水処理場の管理に関する経費を計上しており、光熱水費では令和6年度の電気料金、水道料金の実績を参考に5,653万3,000円を見込んでおります。

また、下水道処理施設の維持管理については、施設管理を受託する船井郡衛生管理組合との調整により、令和7年度からは負担金として支出することとしております。施設維持管理に係る保守点検業務、汚泥脱水業務、汚泥の引抜業務など、船井郡衛生管理組合負担金として1億2,238万7,000円を計上しております。その他処理場及び浄化センターに係る経常的な経費として、処理場費総額で1億9,501万3,000円を見込んでおります。

次に、4目、浄化槽費では、各戸に設置されている合併浄化槽の管理費用を計上しており、こちらにも先ほどの処理場費同様、令和7年度からは負担金として支出することとしております。清掃業務、保守点検業務総額で1億1,446万7,000円を見込んでおります。

5目、総係費では、職員1名及び会計年度任用職員3名の人件費のほか、事務に必要な経常経費などを計上しております。

6目、減価償却費は、有形固定資産分5億1,353万9,000円を見込んでおります。

次に、2項、営業外費用全体で4,348万2,000円を計上し、そのうち4,305万8,000円は企業債の利息となっております。

続いて、収益的収入について説明いたします。

16 ページ、17 ページにお戻りください。

収益的収入の主な内容でございますが、1 款、下水道事業収益、1 項、営業収益では、下水道使用料収益で2 億5, 245 万7, 000 円、2 項、営業外収益では、2 目、一般会計からの補助金2 億8, 680 万4, 000 円、3 目、長期前受金戻入3 億824 万4, 000 円などで5 億9, 505 万4, 000 円を見込んでおります。

次に、資本勘定についての説明になりますが、こちらでも支出からご説明いたしますので、24 ページ、25 ページをご覧ください。

1 款、資本的支出、1 項、建設改良費、1 目、建設改良費では、建設改良に係る職員2 名の人件費のほか、委託料では、特定環境保全公共下水道の移設、占用申請等に係る測量設計業務委託、また、固定資産整理支援業務、公営企業会計等に係る指導助言業務に合計で1, 737 万2, 000 円を計上しております。

工事請負費で、管路設置工事として特定環境保全公共下水道水戸処理区の管路布設に4, 200 万円を、施設改良工事として22 か所のマンホールポンプの取替え工事、下山及び瑞穂浄化センター高圧受電設備の更新工事、須知・本庄・升谷各処理場の処理場シーケンサー更新工事など、合計しまして7, 635 万4, 000 円、また、令和6 年度に引き続きまして、デザインマンホールの設置工事としまして5 か所分、330 万円、合計で1 億2, 165 万4, 000 円を計上しております。

次に、2 項、企業債償還金では、企業債の元金償還金として4 億2, 869 万円を計上しております。

次に、22 ページ、23 ページに戻っていただきまして、資本的収入をご覧ください。

1 款、資本的収入、1 項、企業債は3 億5, 420 万円を計上しており、下水道敷設工事や老朽施設改良の財源として1 億2, 490 万円、資本費平準化債として2 億2, 930 万円の借入を予定しております。

3 項、補助金は68 万2, 000 円を計上、京都府からの農業集落排水事業推進交付金として下水道事業基金積立金の財源といたします。

4 項、負担金24 万円及び5 項、出資金9, 552 万7, 000 円は、いずれも一般会計からの繰入金でございます。

6 項、基金取崩収入として189 万9, 000 円、不足する財源を補うものとして取崩しをいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第33 号並びに議案第34 号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） お諮りします。

議案第１９号 令和７年度京丹波町一般会計予算から、議案第３４号 令和７年度京丹波町下水道事業会計予算までの審査については、１２人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議案第１９号から議案第３４号は、１２人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 ３時１２分

再開 午後 ３時１３分

○議長（梅原好範君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第４項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 ３時１４分

再開 午後 ３時１４分

○議長（梅原好範君） 再開します。

予算特別委員会において、正副委員長が決定いたしましたので報告します。

委員長に東まさ子君、副委員長に畠中清司君、以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は6日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆さんには、お疲れのところ大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

本日は、大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 松村英樹

〃 署名議員 森田幸子